

羽島市人権施策推進指針

「市民が主体のまちづくり」の実現を目指して



羽 島 市

羽島市人権施策推進指針

策定にあたって



「21世紀は人権の世紀」と呼ばれています。それは、20世紀に人類が経験した2度の世界大戦から、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権の存在しないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得たことに基づいています。人権は、人類が多年にわたり尊い犠牲と多大な努力によって獲得した、永久に侵されることのない権利であり、その権利が尊重される社会が実現するよう取り組んでいかなければなりません。

当市では、昭和54年4月に「羽島市民憲章」を定め「限りない誇りと希望をもち、より充実した日々をすごすまちづくり」を、平成3年12月には「生涯学習都市」宣言を行い「自己を高め、ふれあいを大切にした明るく豊かなまちづくり」を進めてきました。平成27年3月に策定した「羽島市第六次総合計画」では「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を将来都市像として掲げ「だれもが安心感に抱かれ幸せを感じることもできる、住みよいまちづくり」の方向性を明らかにしました。平成28年4月には「羽島市まちづくり基本条例」を施行し「市民主体の協働によるまちづくり」の理念を共有しました。

近年私たちの周りでは、社会情勢の急激な変化に伴い、家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下など懸念されてきています。グローバル化が進む中、異文化の理解が進まないという指摘もあります。子どもたちに目を向けると「自分のことが好きだ、良いところがある」などの回答率が低く、自己肯定感がもてないことが新たな課題となっています。インターネットの急速な普及に伴い、個人情報流出や匿名性の悪用等の課題も顕在化し、人権侵害が、深刻な問題となっています。

こうした中、市民一人ひとりが、人権尊重の意義を深く理解し、互いを尊重することができる社会を築いていかなければなりません。そのためには、各分野の課題への対処と、将来展望の両面を見極めた施策を、総合的に推進していくことが必要であり「羽島市人権施策推進指針」を策定することとしました。

本指針の策定に当たり、市民意識調査及びパブリックコメントにご協力をいただき誠にありがとうございました。併せて関係者の方々に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月
羽島市長 松井 聡

目次

第1章 人権に関する施策の動き	1
第1節 世界と国連の動向.....	1
第2節 国の動向.....	2
第3節 県の動向.....	3
第4節 市の動向.....	4
第2章 指針の位置付け及び推進期間.....	6
第1節 指針の位置付け	6
第2節 指針の推進期間	7
第3章 基本理念、重点対策、基本方針.....	8
第4章 人権に関する取組・状況・意識について.....	11
第1節 本市における人権の取組について	11
第2節 人権侵害と相談状況.....	13
第3節 市民の人権に関する意識について	15
第5章 人権施策の総合的かつ効果的な推進.....	17
第1節 人権教育の現状	17
第2節 人権に関する様々な人や組織、取組の認知度状況.....	19
第3節 人権に関わりが深い分野の業務に従事する人への研修.....	20
第4節 人権の啓発（市民、企業）	23
第5節 人権に関する行政施策（窓口手続きの配慮・協議会等）	26
第6章 分野別の人権の課題と取組について.....	28
第1節 女性の人権.....	28
第2節 子どもの人権	32
第3節 高齢者の人権	36
第4節 障がい者の人権	39
第5節 同和問題.....	44
第6節 外国人の人権	46
第7節 インターネットによる人権侵害	49
第8節 その他の人権問題について.....	52
第7章 施策の推進にあたって	58
第1節 推進体制.....	58
第2節 関係機関との連携.....	58
第3節 人権に関する職業従事者に対する研修の推進.....	58

用語編	59
資料編	64
關係法令	64

第1章 人権に関する施策の動き

第1節 世界と国連の動向

人類は、今日まで多くの「人権」に関する課題を抱えてきました。20世紀に起きた二度の世界大戦では、深刻な人権抑圧と侵害を生み、多くの人々に不幸をもたらしました。この凄惨な歴史を繰り返さないという願いと決意の中で国際連合（以下、「国連」）が発足し、1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と宣言しました。

この宣言以降、国連は世界に存在する「人権」に対する課題を世界規模で乗り越えていくために、1965年（昭和40年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、1966年（昭和41年）に「国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約【A規約】、市民的及び政治的権利に関する国際規約【B規約】）」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」、1984年（昭和59年）に「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、1993年（平成5年）に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」など、多くの条約や宣言を採択してきました。我が国においてもこれらの人権条約を、世界的な人権に関する枠組みとして批准・締結しています。

国連では他にも、国連人権高等弁務官事務所、国連児童基金、国連婦人開発基金などを設置し、人権擁護拠点としての役割を担う中で、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」、「国際和解年」など国際年の取組や、1994年（平成6年）に決議された「人権教育のための国連10年」などを通して、人権が尊重される社会づくりに向け具体的な行動を働きかけています。

「人権教育のための国連10年」の計画終了後は、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」が採択され、さらに2011年（平成23年）「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されるなど、人権教育に関する取組が引き続き進められています。

近年では2013年（平成25年）に「第3次アジア太平洋障害者の10年」の行動計画として「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」が採択されるなど、アジア地域の枠組みにおいても人権を守る取組が継続的かつ具体的に進められています。

以上のように1945年（昭和20年）以降、世界規模で「人権」に対する挑戦が国連を中心としてなされてきました。しかしながら、冷戦や各地で多発する内戦で深刻な人権抑圧と侵害は繰り返されています。さらに難民問題や人種差別の問題など、多くの課題が山積しています。これらの課題を乗り越えていくためにも、今後より一層「人権」を守る取組が必要とされます。

第2節 国の動向

日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（第11条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第14条）など人間の尊厳と権利が掲げられています。我が国においては、この憲法の理念に即し、国連が決議した多くの人権条約に同意して締結し、国内における人権施策を進めてきました。

法律の観点からみると、「労働基準法」、「国籍法」、「生活保護法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「男女共同参画基本法」など様々な視点での法整備が進められています。また、1997年（平成9年）には「人権擁護施策推進法」を施行するとともに、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。この計画において、あらゆる場に通じた人権教育の推進（学校教育、社会教育、企業その他一般社会、特定職業従事者）が提示されるとともに、日本における重要課題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等に関する人権課題が示されました。

2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律を根拠として、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。この計画において、すべての人々の人権

が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠とした上で、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していく姿勢を示しています。

近年では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「女性活躍推進法」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など個別の人権課題ごとの法律が施行され、人権を守る仕組みづくりに向け、継続した対応がなされています。

第3節 県の動向

岐阜県では、1998年（平成10年）に「岐阜県人権施策推進連絡協議会」の前身である「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置し、人権に関する取組を展開してきました。その後2000年（平成12年）に「岐阜県人権啓発センター」を設置し、人権啓発の推進、人権啓発出前講座、人権相談等を実施するための拠点を整備しています。

2003年（平成15年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。2013年（平成25年）に改定を実施し、「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマに掲げるとともに、「よく生き合う力」を育むことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位置付け人権施策を推進しています。

また、2011年（平成23年）には「岐阜県人権教育指針」を策定し、さらなる人権教育の向上を図っています。

2012年（平成24年）以降は、「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定や「岐阜県家庭教育支援条例」、「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行するとともに、「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」、「岐

岐阜配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」、「第3次岐阜県少子化対策基本計画」、「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期計画）」、「岐阜県高齢者安心計画（第6期）」、「岐阜県障害者総合支援プラン」を策定するなど各分野での人権擁護の取組を進めています。

現在県内では、人権週間中の啓発活動や、人権啓発フェスティバル、講演会の開催等の取組が実施されています。その中の2014年から募集している「ちょっといい話」の事業においては、毎年多くの投稿があり、県民が人権意識を高める大切な機会を提供しています。

また、マスメディアを活用した広報活動を展開し、リーフレットや人権啓発グッズの作成・配布などを通して活動を推進しています。

第4節 市の動向

本市では、1979年（昭和54年）の4月に「羽島市民憲章」を定め、限りない誇りと希望をもち、より充実した日々をすごすまちづくりを進めてきました。1991年（平成3年）12月には、「生涯学習都市宣言」を行い、自己を高め、ふれあいを大切にし、明るく豊かなまちづくりを進めています。

また、2016年（平成28年）4月に施行された「羽島市まちづくり基本条例」では、市民主体の協働のまちづくりという理念を共有し、誰もが暮らしやすく、世代を超えて心の通うまちの創造を目指しています。

人権に係る施策・事業について、羽島市第六次総合計画では、男女共同参画の施策を通して女性の人権の改善や、学校教育の相談員設置事業等を通して子どもの人権を守る取組など、人権に関する様々な分野の方向性を明記しています。その他にも「羽島市男女共同参画プラン（羽島市DV防止対策基本計画）」、「羽島市障害者計画・障害福祉計画」、「羽島市子ども・子育て支援事業計画」、「羽島市行政改革推進計画」などの計画に盛り込まれ、分野ごとに様々な取組が実施されています。

また、「羽島市個人情報保護条例」、「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」など、人権に関する条例整備を進めてきました。さらに2016年（平成28年）4月に、県内では初めてとなる「羽島市手で語ろう手話言語条例」を施行し、手話の理解と普及の促進を図り、手話で意思疎通しやすい環境づくりを進

めています。

人権教育については、教職員に対して人権教育研修を実施し、各小中学校及び義務教育学校PTAの保護者を対象に開催する家庭教育学級において、人権に関する研修会を実施しています。また、小中学生を対象に人権作文コンクールや人権作品コンテストを開催し、情報モラル教育をはじめ、学校におけるすべての教育活動の中で人権意識の醸成を図っています。なお、市民に対しては、羽島市人権を考える会を開催し、人権感覚を磨く契機となるよう、講演会を実施しています。

さらに、様々な個人情報を預かる行政として、住民基本台帳や戸籍、請願・陳情等を扱う事務において、個人情報の適正かつ適切な管理に努めてきました。

これらの取組はまちづくり基本条例で掲げた、「市民が主体のまちづくり」を実現するためにも今後さらなる展開が必要とされています。



第2章 指針の位置付け及び推進期間

第1節 指針の位置付け

◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえた指針

この計画は、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくものであり、第5条に地方公共団体の責務として、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得する」機会や環境の提供を、地域の実情を踏まえながら進めることが定められています。本市における「人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針」となるものです。

◆岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）を踏まえた指針

岐阜県人権施策推進指針では、「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマとし、その中でも「よく生き合う力」を育むことのできる人権教育・人権啓発の推進が掲げられています。また、個別の人権問題について、「人権教育、人権啓発の推進による人権問題の未然防止」だけでなく、「早期発見や迅速な対応、持続的な取組、不断・普段の検証」の視点を重視しており、本市においても県の人権施策推進指針を踏まえた、指針の策定を目指します。

◆羽島市まちづくり基本条例・羽島市男女共同参画プラン等の関連計画と整合した指針

羽島市まちづくり基本条例では、羽島市の目指す姿として、「市民であることに誇りが持てるまち」「次代を担う子どもたちが夢と希望を抱き健やかに成長できるまち」を掲げ、誰もが暮らしやすく、世代を超えて心の通うまちの創造を目指しています。また、羽島市男女共同参画プランでは、「性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる」将来像を目指しています。これら関連計画を踏まえながら、本市のすべての人の人権を守り、向上させていく人権施策推進指針とします。

第2節 指針の推進期間

本指針の推進期間は、平成30年度を初年度として、平成34年度までの5年間とします。また、推進期間内でも社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします。



第3章 基本理念、重点対策、基本方針

◆基本理念

**「一人ひとりの人権が尊重され、
市民が主体のまちづくりの実現を目指して」**

「市民が主体のまちづくり」の実現のためには、市民一人ひとりが自ら考えて行動し積極的にまちづくりに参画していくとともに、互いを理解しあいながら対話と協力を重ね、心の通う地域コミュニティをつくりあげていかなければなりません。その基盤となるのが、個性や多様性を認め合い、尊重するとともに、一人ひとりがお互いを思いやる心を育てることです。そのため「人権」について、知り、学び、守る環境づくりをすることがとても重要であり、「人権尊重」の視点を含めた取組を進めていきます。

◆3つの重点対策

- (1) 「よく生き合う力」を育む人権教育・人権啓発の推進
- (2) 人権問題の未然防止と早期発見、迅速な対応体制の強化
- (3) 関係者間の連携向上と市民及び行政の協働によるまちづくりの推進

「一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現」に向け、3つの重点対策を掲げます。

1つ目は、「よく生き合う力」を中心に、市民が正しい人権認識を身に付け、様々な場面で生じる人権問題に気づき、それを「他人事」ではなく「我が事」として捉える力を養成します。

2つ目は、人権問題の未然防止に向け、学校教育・生涯学習を中心とした人権教育・啓発を進めるとともに、人権問題が発生した際にも早期発見と迅速な対応が取れるよう、必要な相談・支援体制の確立を目指します。

3つ目は、庁内、行政・関連組織間の情報共有と連携向上を通して、人権を守る体制づくりを強化するとともに、市民と行政が一緒になって人権に関する取組の機会づくりを推進していきます。

◆5つの基本方針

(1) すべての人権問題を自分のこととして

主体的に取り組むことができる土壌の醸成

様々な人権問題を解決するために、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるような人権感覚を磨くことが求められています。身の回りで起こっている人権問題を自分のものとして捉え、その解決に向かって行動しなければ人権尊重の気風は生まれません。一人ひとりが人権問題の解決に主体的に取り組む土壌づくりを進めます。

(2) 「人権」について正しく理解し、

判断することができるための認識力の育成

日常起こる様々な出来事の中で、何が問題なのかを確実に判断することが人権問題解決の糸口になります。非常に多くの情報が社会にあふれる今だからこそ、一人ひとりが「人権」を尊重することの意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付け、風評や古くからの慣習などに惑わされず、正しい判断をできるようにすることがすべての基盤となります。そのために、青少年期は学校教育において、成年期は生涯学習において「人権」について、正しく学ぶことができる環境づくりを進めます。

(3) 必要な支援を確実に提供する体制の確立

実際に「人権」に関するトラブルが起こったときは、できるだけ迅速に対応しなければなりません。人権侵害が非常に深刻な問題となりつつある今こそ、早期発見と解決を図る必要があります。そのために、市民相談室をはじめとする各課の窓口が必要な対応を確実にできるような体制の確立を目指します。

(4) 庁内、行政・関連組織間の情報共有と連携強化

人権問題は、日常の生活の中のあらゆる場面で生じます。そのため、庁内の関係課が情報を共有し、連携をして対応することが必要です。庁内だけにとどまらず、人権問題に取り組む他の関係機関と連携を深めることにより、より効果的になります。そうしたことができるよう市全体として連携体制の強化に努めます。

(5) 市民と行政が協働して進める取組の推進

人権教育・啓発の取組は、個人の心の在り方に密接に関わる反面、集団の中で多くの人との関わりの中で行われるものです。そのため、市民一人ひとりが自ら判断し行動する自主性と教育・啓発に関する中立性が必要です。その中で、市民と行政が協働して「誰もが大切にされる」まちづくりを推進していきます。

☆人権認識・人権理解・人権感覚について☆

「人権尊重」が当たり前の社会を目指し、人権施策を展開していきます。その目的を達成する上で、どの段階の取組であるかを理解することはとても大切になります。

第一段階は、「人権認識をもつ（身に付ける）」ことです。人権問題とは何であるかを知ると同時に、人権の大切さに気付く土壌づくりが求められます。

第二段階は、「人権理解を深める」ことです。あらゆる場面において人権問題が存在するため、その問題に気付くと同時に、学び・考え・行動できる環境づくりが求められます。

第三段階は、「人権感覚を磨く」ことです。身に付け深めた人権認識・理解を、日常生活の中で当たり前のものとして感じ磨くことで、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します。

人権問題は多岐に渡るため、まずは人権認識を身に付ける取組を中心に人権理解を深め、人権感覚を磨くことのできる支援を進めていきます。

第4章 人権に関する取組・状況・意識について

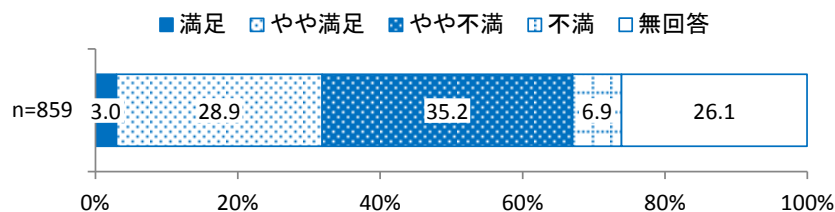
第1節 本市における人権の取組について

本市では、今日まで人権に関する様々な取組を行ってきました。家庭の悩み等に対する各種相談窓口の設置、幼児期の教育機関で障がいのある子ども・外国人の子どもの受け入れ、市窓口でのDV被害者への配慮措置などを実施し、一般市民を対象に「人権を考える会」を開催しています。なお、小中学生を対象とした人権作文や社会を明るくする運動作文の募集を行うとともに、学校教育では「ひびきあいの日」を設定し、人権問題に対する行動力の醸成を図っています。

また、市職員の人事においても、障がい者の採用に関する法定雇用率の考慮や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に努めています。

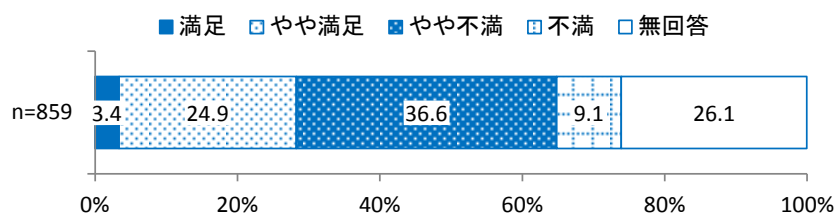
このような取組を進める中で、平成28年度に実施した「羽島市人権に関する市民意識調査」（以下、人権に関するアンケート）の「市民への人権啓発」の満足度は、“満足”（「満足」＋「やや満足」）が31.9%、“不満”（「やや不満」＋「不満」）が42.1%となりました。また、「人権に関する国・県・各種関係機関等の情報収集・提供」の満足度は、“満足”（「満足」＋「やや満足」）が28.3%、“不満”（「やや不満」＋「不満」）が45.7%となっています。この結果から、人権についての啓発や自治体による情報提供に満足している人より不満を感じている人が多いことが伺えます。

図表1 市民への人権啓発（満足度）



出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 2 人権に関する国・県・各種関係機関等の情報収集・提供（満足度）



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査



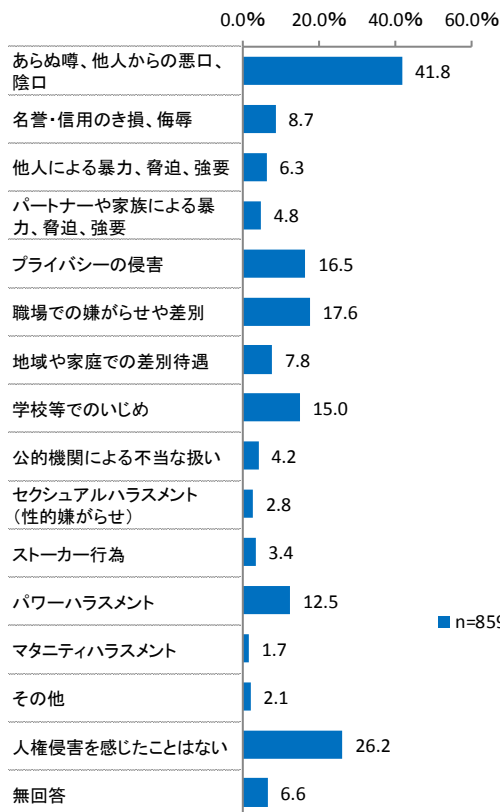
第2節 人権侵害と相談状況

人権に関するアンケートで、「これまでにどのような人権侵害を感じたことがありますか」と質問したところ、約4割の市民が「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」の人権侵害を受けたと感じたと回答しています。「人権侵害を感じたことはない」と回答した人については、26.2%となっています。

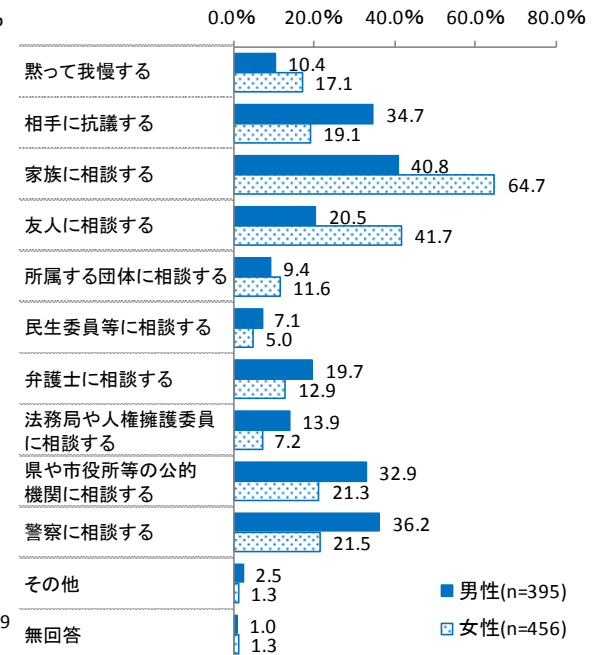
また、人権侵害に対する相談先については、女性は男性より「家族」、「友人」など身近な人に相談する傾向がある一方で、男性は女性より「警察」や「県や市役所」など公的機関に相談する傾向となっています。

本市では、市民相談室を開設するとともに、配偶者暴力被害者、障がい者、ひとり親世帯など様々な立場の人への相談体制づくりを進めています。人権に関するアンケートでは、人権侵害に対する相談及びその解決のために必要なこととして、「人権侵害をされた際の適切な相談機会・窓口を広く周知する」と54.0%が回答しました。この結果から今後より一層、人権に対する相談窓口の周知に努める必要があると考えられます。

図表3 人権侵害を感じたこと

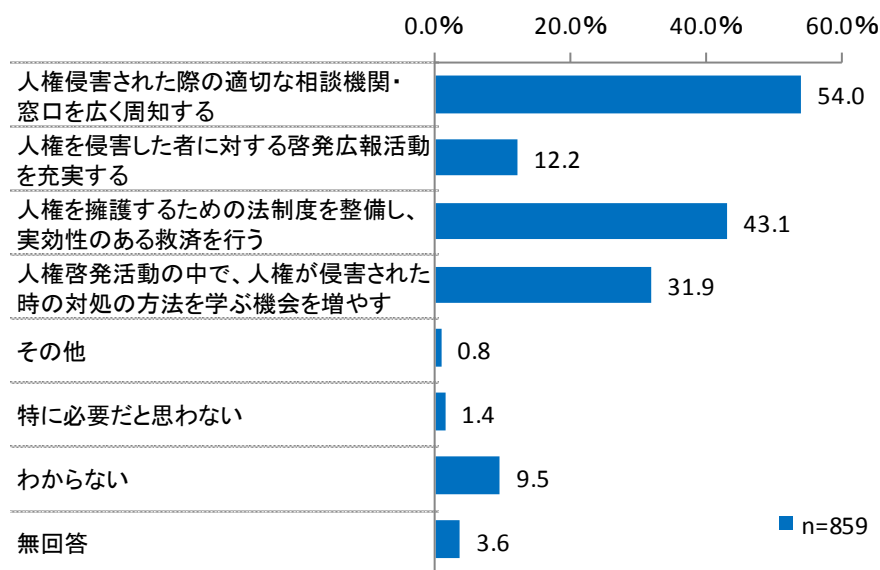


図表4 人権侵害を受けた際の相談先(性別)



出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 5 人権侵害に対する相談及びその解決のために必要なこと



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

近年では、配偶者暴力相談件数や児童虐待相談件数が増加している傾向にあります。市民相談室への相談件数が減少しているものの、関係課においてひとり親世帯相談、配偶者暴力相談、児童虐待相談として対応しているため、今後も引き続き相談内容ごとの支援体制や関係各課及び関係機関との連携を強化していく必要があります。

図表 6 市民相談室への相談件数（人権相談、家庭児童相談、母子相談）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	184	124	94

図表 7 ひとり親世帯の相談件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	60	39	57

図表 8 配偶者暴力相談件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	23	15	53

図表 9 児童虐待相談件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	36	51	72

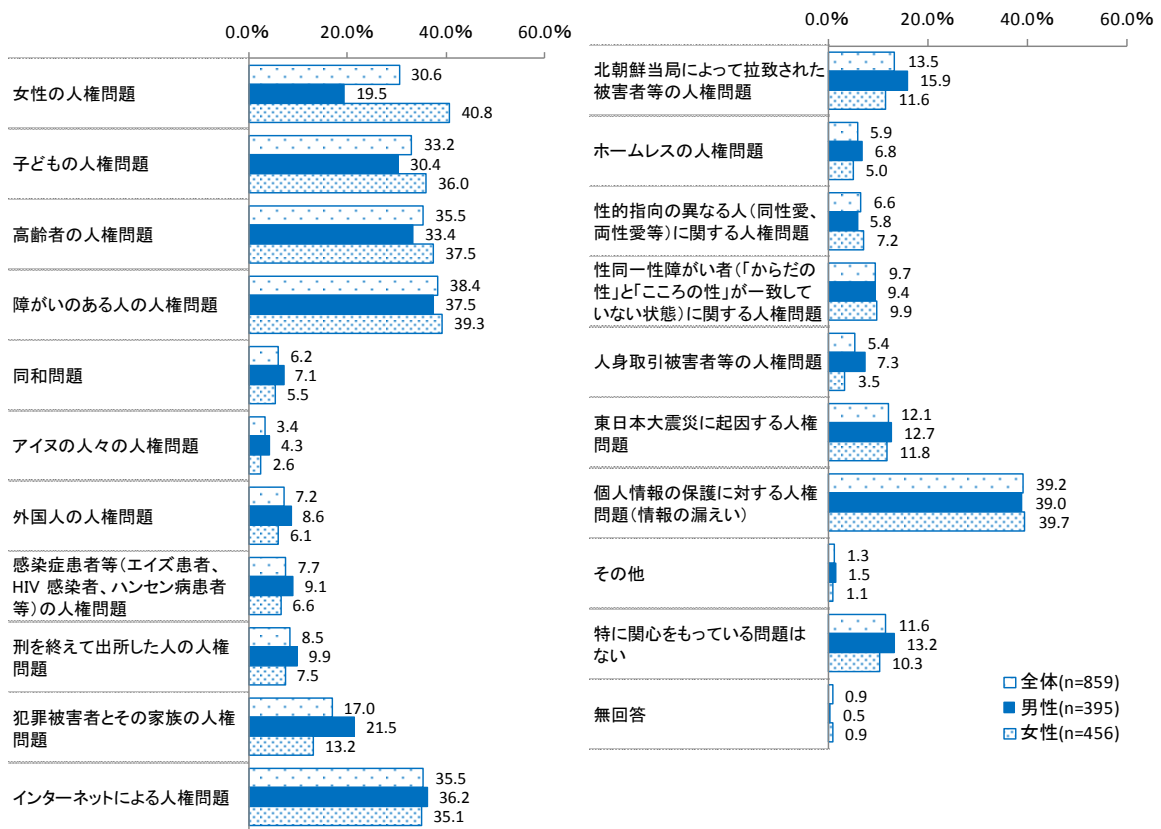
（図表 6）資料：市民相談室 （図表 7.8.9）資料：子ども支援課

第3節 市民の人権に関する意識について

人権に関するアンケートで、「現在関心をもっている人権問題」について質問したところ、「個人情報の保護に対する人権問題（情報の漏えい）」の割合が39.2%と最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」が38.4%、「高齢者の人権問題」、「インターネットによる人権問題」が35.5%となっています。

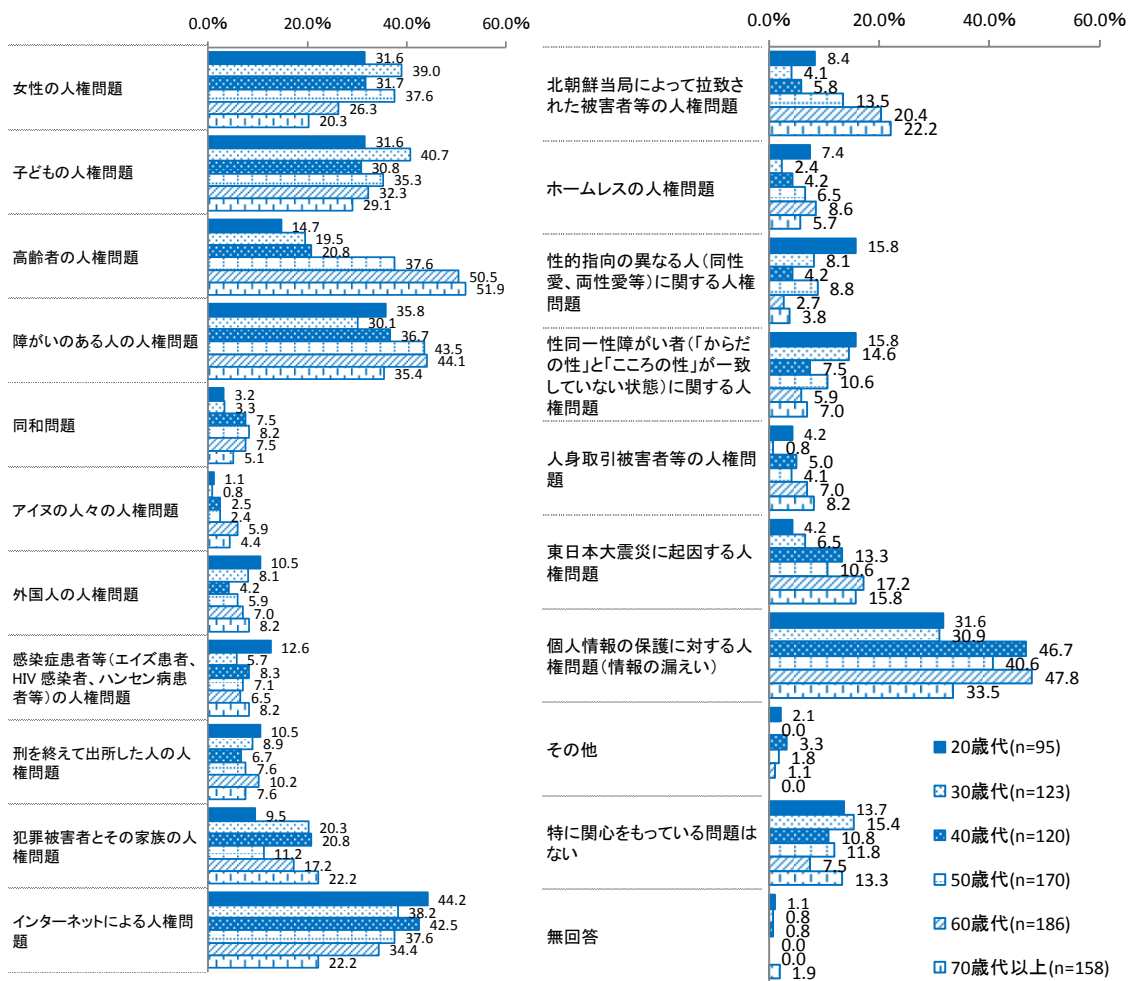
しかしながら、「性別」でみると、女性の人権問題は、女性が男性より21.3ポイント高く、「年代別」にみると、高齢者の人権問題は、年齢が上がるにつれて関心のある割合が高くなっています（20歳代と70歳代以上の差は37.2ポイントで70歳代以上が高い）。この結果から「当事者」であるかどうかで問題意識に差がでてくるのがわかります。しかしながら「当事者」だけの努力で人権に関する問題を解決することは困難です。そのため人権問題を改善するために、課題に対してどの立場であっても関心をもって理解を深める環境づくりが必要です。

図表 10 人権問題に関する関心（全体・性別）



出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 11 人権問題に関する関心（年代別）



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

第5章 人権施策の総合的かつ効果的な推進

第1節 人権教育の現状

現状・課題

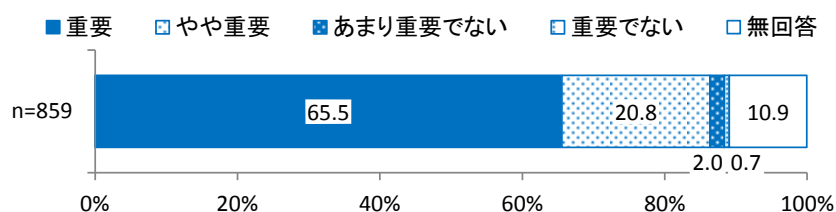
人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年[平成12年]）の第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（1997年[平成9年]）では、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要」と明記されています。現在では、「人権教育のための世界計画」は第3段階に入っており、より一層の人権教育の深化が求められています。

本市では、人権教育を様々な形で実施してきました。市民に対しては、「人権を考える会」を開催し、講演会等を通して人権感覚を磨く契機としています。小中学生に対しては、「人権作文コンクール」、「社会を明るくする運動作文コンテスト」、「人権作品コンテスト」等を実施し、人権について理解する取組を行っています。教職員に対しては、各種人権教育研修を実施し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進を図り、学校では、すべての教育活動を通して、子どもの人権意識の醸成を図っています。また、各小中学校及び義務教育学校のPTA活動では、家庭教育学級の開催にあたり、情報モラルについて考える機会を設けています。また、市職員に対しては、新人研修において「人権」に関する内容を実施するなど、人権感覚を磨くための取組を実施しています。

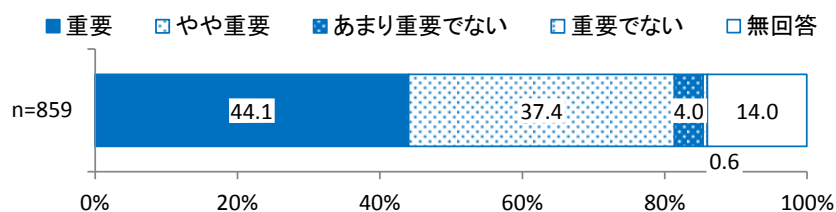
人権に関するアンケートでは、「学校における人権教育」が“重要”（「重要」＋「やや重要」）86.3%、「社会教育・生涯学習における人権教育」が“重要”（「重要」＋「やや重要」）が81.5%、と回答しています。この結果から市民における人権教育の重要性については、浸透しつつあるものと思われます。さらに学校での教育を充実することが、人権問題についての理解促進と意識向上を高めるために必要であると半数の人が回答しています。

今後も引き続き、様々な場面において人権教育を推進し、人権尊重の精神を育んでいく取組を進めます。

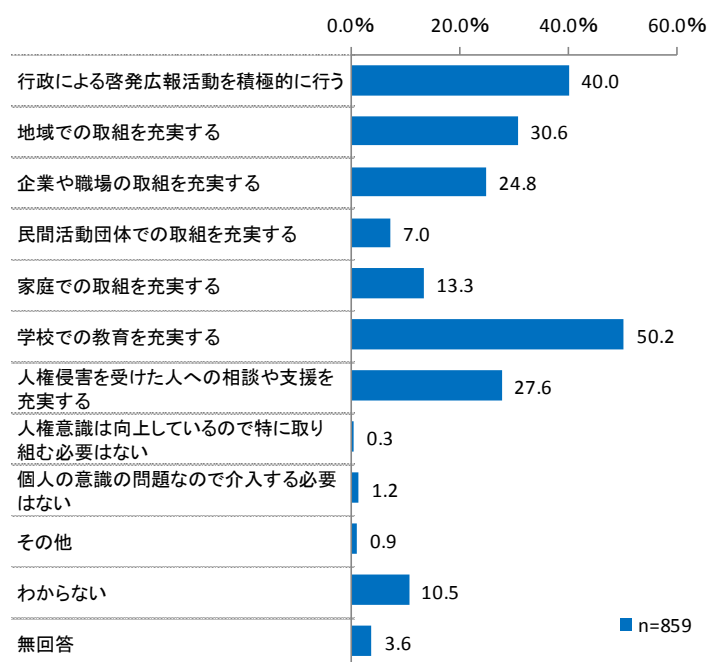
図表 12 学校教育における人権教育（重要度）



図表 13 社会教育・生涯学習における人権教育（重要度）



図表 14 人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、今後必要なこと



(図表 12.13.14) 出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 15 家庭教育学級を対象とした人権に関する研修会

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	10	8	7

資料：生涯学習課

第2節 人権に関する様々な人や組織、取組の認知度状況

現状・課題

本市では、人権を支える様々な人や組織、取組があります。現在、関わりや利用の有無に限らず、これらの内容を市民に周知していくことは、今後重要なことといえます。

人権に関するアンケートによると、国から委嘱を受け人権を守る活動をしている「人権擁護委員」については、認知度が20.0%となっています。一方で「民生委員・児童委員」は46.7%と約半数近くの市民が認知している結果となりました。また、「羽島市社会人権教育推進協議会」の認知度は11.5%、「羽島市人権を考える会（講演会）」の認知度は8.3%となっています。下記の表を見てもわかるように、現状としては、日常生活の中で関わる機会が多いものについて、認知度が比較的高くなっています。

これらの人や組織、取組は、本市の人権教育、人権啓発、人権擁護を進めていく上で重要な資源です。また、上記以外にも人権を守る人や組織、取組は多く存在します。今後も、これらがセーフティネットとなるよう認知度の向上を進めていくことが求められます。

図表 16 人権に関する様々な人や組織、取組の認知度

名称	認知度
人権を支える人	
人権擁護委員	20.0%
民生委員・児童委員	46.7%
人権を支える組織	
子育て支援センター	45.2%
地域包括支援センター	22.2%
岐阜県人権啓発センター	8.3%
羽島市社会人権教育推進協議会	11.5%
保護司会及び更生保護女性会	12.2%
人権を支える取組	
インターネット等による相談窓口（法務局等）	7.0%
岐阜県主催の人権講演会	4.4%
羽島市人権を考える会（講演会）	8.3%

出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

第3節 人権に関わりが深い分野の業務に従事する人への研修

(行政職員、教職員、医療・福祉関係職員)

現状・課題

人権尊重の取組を進めていく上で、それぞれの分野で中心となって関わる人たちの協力と理解は必要不可欠です。特に施策を支える立場にある行政職員、学校での人権教育を支える教職員、子どもや高齢者、障がい者等を様々な形で支える医療・福祉関係職員の正しい人権理解とその理解に沿った行動は、市民の人権を守っていく上で重要です。

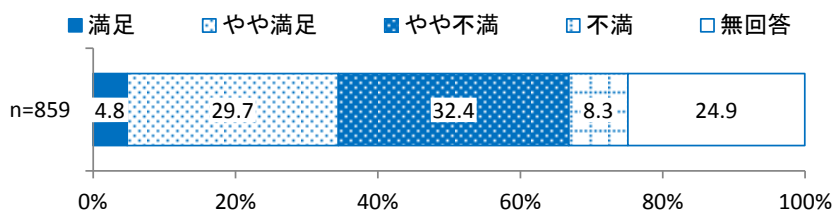
行政職員への研修については、関係課職員を中心として、県等が主催する「人権指導者養成講座」、「同和問題研修会」、「市町村人権施策担当者会議」へ参加しています。また、一般の職員に対しては、採用時に新人研修を実施し、人権意識の向上に努めているほか、「羽島市障がいのある方に対する配慮マニュアル」を活用し、障がいのある人を正しく理解した上で、適切な配慮ができるように心がけています。

教職員への研修については、「人権教育研修」を管理職、人権教育主任・中堅教員を対象として実施しています。さらにその内容を、各学校で伝達し教員全体への共有を図っています。また、「人権教育教員研修会」を実施し、教職員の人権意識の向上に努めています。

人権に関するアンケートでは、「行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員に対する人権研修」の満足度は、“満足”（「満足」＋「やや満足」）34.5%、“不満”（「やや不満」＋「不満」）が40.7%となっています。この結果から、満足より不満と感じている人が多いことが伺えます。

本市では、「まちづくり基本条例」をはじめ、「総合計画」、「男女共同参画プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者・障害福祉計画」など様々な計画の中に「人権尊重」の必要性や取組を盛り込んできました。しかしながら、様々な立場の市民と向き合う機会が多い行政職員は、担当職員だけではなく、全職員が「人権」について理解し、行動することが必要です。これから「人権尊重」を広げていくためにも、行政職員をはじめとした、人権に関わりの深い分野の業務に従事する人たちへの研修の機会を設けることが重要な取組の一つといえます。

図表 17 行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員に対する人権研修（満足度）



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

行政職員、教職員、医療・福祉関係職員に対して広く研修の機会が提供されるとともに、研修で得た知識・理解を、現場の対応に活かします。

取組一覧

取組 1 市職員を対象とした人権に関する研修の開催

内容	新規採用職員の採用前研修において、人権に関する研修を実施します。
担当課	職員課

取組 2 人権関連研修会への職員の参加

内容	県等が開催する、同和問題をはじめ、各人権関連研修会に、関係各課の職員が参加し、人権意識を高めます。
担当課	市民相談室 生涯学習課 職員課

取組 3 教職員に関する研修

内容①	人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進のため、県教育委員会主催の人権教育幹部研修会や人権教育教員研修会の受講を進めます。
内容②	各校内において、全職員を対象に人権教育研修会を開催し、人権問題に対する正しい認識と理解を深める取組を実施します。
担当課	学校教育課

取組4 福祉関係者に関する研修

内容	県等主催の身体障がい者福祉担当者研修会や、生活保護新任基礎研修会・精神保健福祉従事者研修会等の担当者研修会に参加し、障がいの状況の正しい理解を促進し、認識を深めます。
担当課	福祉課 健幸推進課

取組5 配慮マニュアルの周知

内容	作成した障がいのある方に対する配慮マニュアルを、全庁職員に周知するとともに、合理的配慮のある行政サービスに努めます。
担当課	福祉課



第4節 人権の啓発（市民、企業）

現状・課題

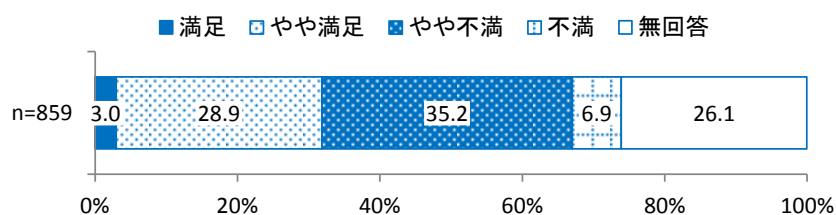
人権啓発とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年〔平成12年〕）の第2条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義されています。

また、人権啓発の内容や場面は多岐に渡ります。「家庭」、「地域社会」、「幼稚園・保育園・認定こども園」、「小学校・中学校（義務教育学校含む）」、「企業や職場」などの様々な場面で人権問題が生じ、その内容は「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「インターネットにおける人権」など様々な形となって生じます。これらすべての人権問題を解決していくためには、「人権尊重」の考え方を広めるだけでなく、具体的に人権侵害に対する理解を深める取組が必要となります。

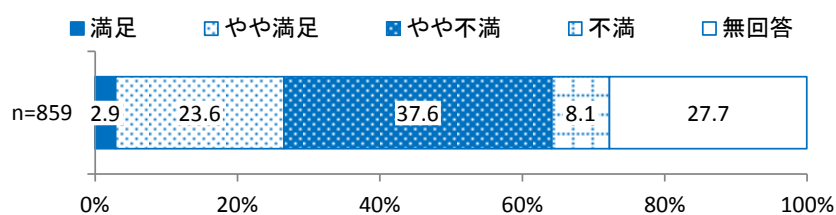
本市では、「羽島市人権を考える会」の開催を通して、市民への人権意識の高揚を図ってきました。自治会や民生委員、PTA、子ども会、老人クラブなどの市内関係団体の代表より委員を構成し、「羽島市社会人権教育推進協議会」を開催しています。市立図書館では、人権に関する図書の実質を図っています。また、小中学生を対象に、人権作文や社会を明るくする運動作文の募集を行い、「ひびきあいの日」をはじめ、すべての学校教育活動を通して、人権問題を解決するための行動力の育成、人権啓発に努めています。一方、市内企業においては、男女共同参画社会の実現をはじめ、人権に配慮した公正な採用選考の実施等に取り組むよう、経済関係団体等と連携し啓発活動の実質を進めてきました。

人権に関するアンケートでは、「市民への人権啓発」の満足度は、“満足”（「満足」＋「やや満足」）が31.9%、“不満”（「やや不満」＋「不満」）が42.1%、「企業への人権啓発」の満足度は、“満足”（「満足」＋「やや満足」）26.5%、“不満”（「やや不満」＋「不満」）が45.7%という結果になっています。ここから人権啓発については、満足度が高いといえない状況であることがわかります。そのため、今後より一層人権啓発の取組を進めていく必要があります。

図表 18 【図表 1 再掲】市民への人権啓発（満足度）



図表 19 企業等への人権啓発（満足度）



(図表 18.19) 出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

人権について考える機会が、市民、自治体、経済関係団体等様々な主体のもと提供され、市民の人権認識を高め、人権理解を深める場の充実に努めます。

取組一覧

取組6 「羽島市人権を考える会」の開催	
内容	各人権の啓発に関するコンクールの表彰式及び、人権講演会を通して、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、人権感覚を磨く契機として実施します。
担当課	生涯学習課 市民相談室

取組7 人権問題に関する図書の充実	
内容	人権に関する図書を購入し、知識の普及に努めます。
担当課	図書館

取組8 各人権作品の募集

内容①	「人権作文コンクール」 市内小中学生を対象に、作文募集を行います。日常生活における体験から作文に取り組むことで、人権を守ることの重要性、必要性について考えるきっかけとします。
内容②	「人権作品（習字・標語・ポスター）コンテスト」 次代を担う中学生に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、平等である」とする人権尊重の理念を理解し、人権感覚を磨くことを目的に「人権作品コンテスト」を実施します。
内容③	「社会を明るくする運動作文コンテスト」 日常生活の体験をもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや、犯罪や非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことを題材として、市内の各小中学生へ作文募集をします。
内容④	受賞者の表彰や作品集の配布・掲示により、広く市民の方々に小中学生の考えに共感していただく中で、人権について身近に考えていただくきっかけとします。
担当課	生涯学習課（内容①④） 市民相談室（内容②④） 福祉課（内容③④）

取組9 「ひびきあいの日」の設定と実施

内容	人権に対する実践的態度（行動力）の育成を図るとともに、人権感覚を磨くことを目的とします。「ひびきあいの日」は、人権週間のうち、各学校が設定する日に、各学校の実態や地域の実情に合わせて取り組みます。
担当課	学校教育課

取組10 経済関係団体等との連携による啓発活動

内容	企業においては、高齢者の就労機会の確保、公正な採用選考の実施、賃金・昇進等における男女間格差の是正に取り組むよう経済関係団体等と連携し周知を行い、人権への意識啓発に努めます。
担当課	商工観光課

第5節 人権に関する行政施策（窓口手続きの配慮・協議会等）

現状・課題

個人情報管理については、適正な管理と配慮が求められています。本市においても、個人情報保護条例を中心として個人情報の管理を徹底するとともに、人権擁護の視点から、住民基本台帳事務及び戸籍事務における支援措置も実施してきました。今後も人権を守るための行政手続体制を、引き続き維持します。

また、人権施策の基本方針を定める推進施策の策定に向けて、市民意識調査を実施し、羽島市社会人権教育推進協議会を開催しています。今後も引き続き、人権に関する取組を適宜実施していきます。

施策の方向

行政が保有する個人情報が適切に管理されるとともに、庁内の窓口や協議会、採用等様々な場面で人権が尊重されるよう努めます。

取組一覧

取組 11 個人情報の適正な管理

内容①	羽島市個人情報保護条例を根拠とし、収集の制限、利用及び提供の制限などを規定することで、個人情報を適正に管理します。
内容②	個人情報が記載された書類は、産廃業者に搬入し、処分状況を確認するとともに、廃棄証明書をもらい、情報が漏えいしないよう適切な処分を実施します。
担当課	総務課

取組 12 住民基本台帳事務及び戸籍事務における支援措置

内容	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者からの申し出により、住民票の写し等・戸籍の附票の写しの交付制限、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限をします。また戸籍届書の記載事項証明書や受理証明書の請求があった場合、被害者の住所等が覚知されないよう、黒マジック等でマスキングして交付する等の措置を行います。
担当課	市民課

取組 13 住民票の写し等の第三者取得に関する本人通知制度

内容①	住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合、事前に市へ登録した本人に対し、交付したことを通知します。
内容②	本人通知制度について広く周知するとともに、個人情報の不正請求や不正取得の防止に努めます。
担当課	市民課

取組 14 請願・陳情等の個人情報の適切な保管・管理

内容	請願・陳情等の個人情報を、法令・例規等に従い適切に管理します。
担当課	議会事務局

取組 15 市職員採用試験における公正な採用選考

内容	市職員採用試験は、受験者個人の適性、能力のみによって判断することとし、差別や偏見のない公正な採用選考に努めます。
担当課	職員課

取組 16 庁内の人権施策推進組織の設置・運営

内容	人権が尊重される社会づくりに関する施策を推進するため、庁内関係課を対象に、人権施策推進連絡会を設置し運営を進めます。
担当課	生涯学習課 市民相談室

取組 17 羽島市社会人権教育推進協議会の開催

内容	人権学習の充実と啓発活動の推進に向け、必要な情報をできるだけ早く提供するとともに、各種関係団体に対して相互の連携を図ります。 (年2回開催)
担当課	生涯学習課

第6章 分野別の人権の課題と取組について

第1節 女性の人権

現状・課題

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」の第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と男女の人権の尊重について宣言されています。

この法律の施行に伴い、本市においても検討を重ね2001年（平成13年）に「羽島市男女共同参画プラン」を策定し、2005年（平成17年）には、これまでの基本目標を受け継ぐ形で見直しを行い、2010年（平成22年）には、さらなる施策の推進のため、新たな「羽島市男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、社会情勢の変化や問題に対応し、男女共同参画社会の実現を一層推進するため、2015年（平成27年）に新たな「羽島市男女共同参画プラン」を策定しています。このプランでは、「男女間の暴力がない社会づくり」を基本目標の一つとし、「羽島市DV防止対策基本計画」を包含するものと位置付け、暴力被害に遭った市民を支援するために総合的かつ計画的な体制整備づくりに取り組んでいます。

また、本市の管理職員における女性割合向上のため、人材育成を進めるとともに、住民基本台帳事務における支援措置や戸籍事務におけるDV被害者等の住所の記載がある届書の記載事項証明書等の取扱いなど、行政の事務手続きにおける改善を進めています。

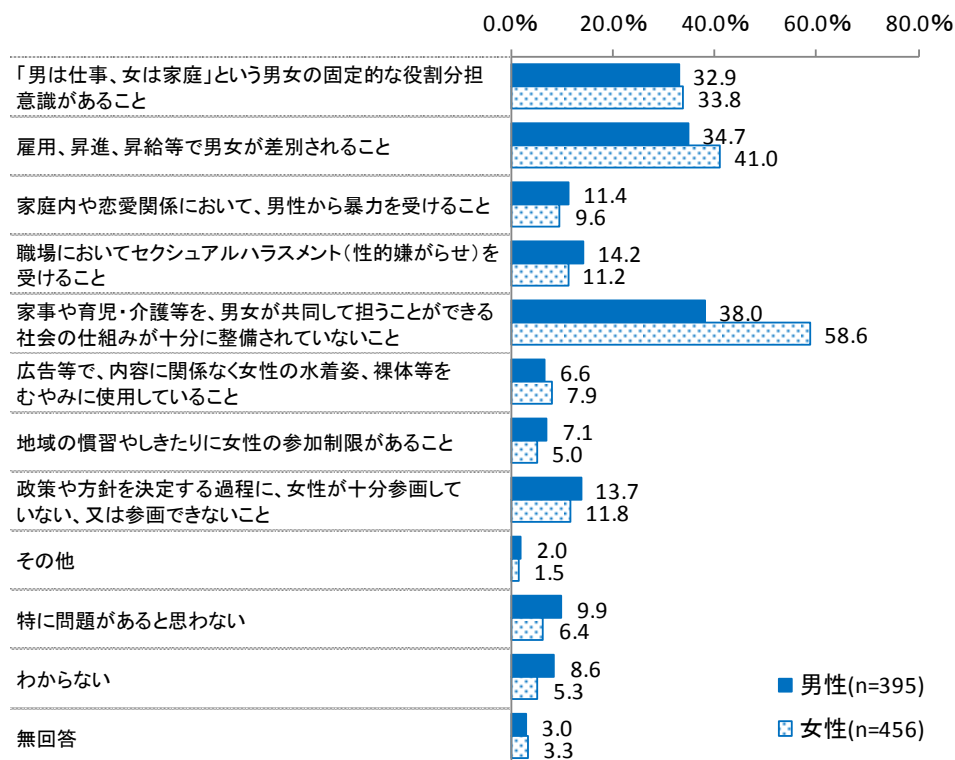
人権に関するアンケート調査では、女性の人権問題について「『男は仕事、女は家庭』という男女の固定的な役割分担意識があること」が男女ともに3分の1となっています。また、「家事や育児・介護等を、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分に整備されていないこと」が男女ともに最も高く、女性は男性より20.6ポイント高くなっています。以前に比べると、男性の意識も変わりつつあるものの、男女において意識の差が生じていることから、依然

として、「家事や育児・介護等を共同して担う社会の仕組みづくり」が求められていることが伺えます。

平成 25 年度に実施した羽島市男女共同参画に関する市民意識調査の「社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感について」の質問では、“男性優遇”（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と考える人が 68.1%を占め、“女性優遇”（「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と考える人の 4.0%に比べて 64.1 ポイント高くなっています。ここから、性別で比較すると男性優遇と感じる人が非常に多いことがわかります。

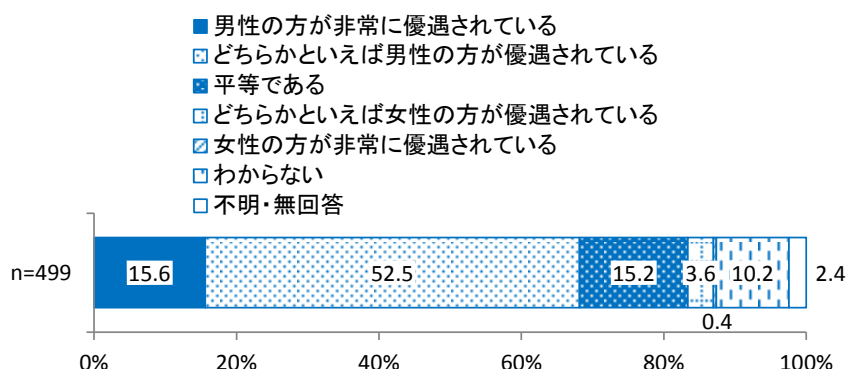
これらの現状から、女性の人権を守る取組が進んでいるものの、依然として性別による意識の差が存在していることが伺えます。そのため今後も現行の施策を進めるとともに、より一層性別に限らず住みやすい社会づくりを目指していくことが求められます。

図表 20 女性の人権問題について（性別）



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 21 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感



出典：平成 25 年度羽島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向

性別に限らず、仕事、家事、育児など様々な場面ですべての市民が活躍できる意識と環境づくりが進むとともに、問題が発生した際に迅速な対応ができる体制づくりを目指します。

取組一覧

取組 18 「羽島市男女共同参画プラン」による意識啓発	
内容	男女共同参画プランで定められている「人権を尊重するための意識の醸成」、「男女平等を基本とする教育」などの方針のもと、各課で実施される各種事業の進捗状況を確認しながら、男女に限らず個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進します。
担当課	市民協働課

取組 19 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
内容	管理職員における女性割合の向上に向け、各役職段階における人材確保のため、研修や職務経験を通じて人材育成を図ります。
担当課	職員課

取組 20 家事・育児・介護等を共同で行える環境づくりと啓発活動

内容①	子育てハンドブックの作成・周知を通して、様々な子育て支援における情報を提供します。
内容②	「イクナビ」等インターネットによる子育て情報の提供に努めます。
担当課	子ども支援課

取組 21 配偶者暴力相談の実施

内容	配偶者やパートナーからの暴力の相談、被害者の安全確保や被害者の自立のための支援を行います。
担当課	子ども支援課

取組 22 相談体制の充実

内容	人権相談日や母子相談日を通して、各相談について丁寧に応じ、人権認識を身に付け、人権理解を深めることの周知・普及に努めます。
担当課	市民相談室 子ども支援課



第2節 子どもの人権

現状・課題

子どもの人権については、「児童福祉法」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、「児童虐待防止法」など、子どもの成長を守る法律が制定されています。また、国際的な条約として1994年（平成6年）には「子どもの権利条約」を批准しています。近年では「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」を制定し、様々な視点から子どもの人権を守る制度づくりを行っています。

しかしながら、子どもの生活を取り巻く環境は必ずしもよいといえる状況ではありません。保護者による虐待や学校内でのいじめの問題、子どもの相対的貧困の状態など様々な状況にさらされています。児童虐待を発見した際の行動としては、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が20.7%となっており、相談先の周知をさらに進める必要があります。

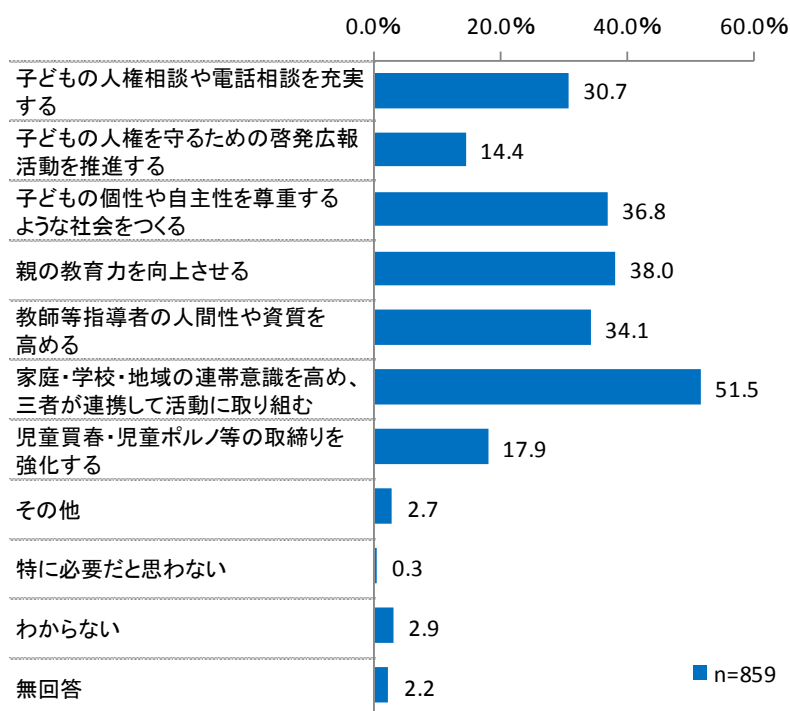
本市では第六次総合計画において、「学校に行くことが楽しいと感じる児童・生徒の割合」や「いじめが解消された割合」を目標指標として設定するなど、子どもが笑顔で生活できる環境づくりの方向性を示しています。

いじめや虐待防止を図るため、2014年（平成26年）に「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を設け、保護者、学校、行政、地域それぞれが担う役割を明確にし、各関係専門機関との連携強化に努めています。さらに、いじめ不登校対策専門員配置や電話相談窓口を設置し支援体制の強化を進めています。

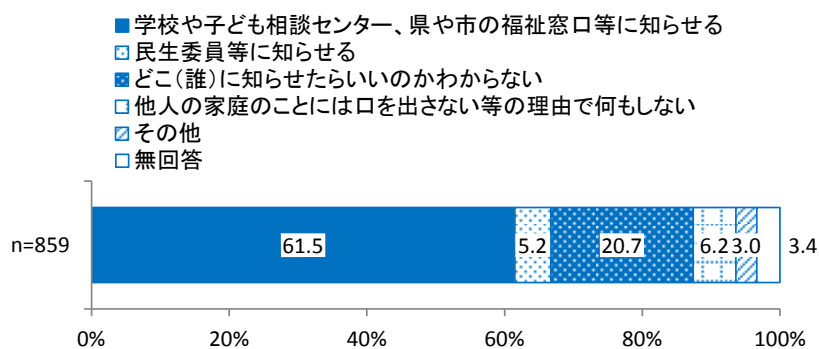
また、児童虐待の早期発見や防止の取組としては、乳幼児の各種健康診査や母子健康手帳交付時における相談、家庭児童相談等の相談事業や訪問事業を充実させています。

人権に関するアンケートでは、子どもの人権を守るために必要なこととして「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」が51.5%と最も高く、次いで「親の教育力を向上させる」が38.0%となっています。「家庭・学校・地域の連携」が子どもの人権を守るために必要との意見が多いため、この取組を進めることが必要と考えられます。

図表 22 子どもの人権を守るために必要なこと



図表 23 児童虐待を発見した際の行動



(図表 22.23) 出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

家庭児童相談の充実を図るとともに、いじめや不登校の早期発見、早期対応に向け、各関係機関との連携強化に努めます。また、様々な機会を捉えて、子どもの人権を尊重する意識を高めます。

取組一覧

取組 23 いじめや虐待防止の啓発	
内容①	各関係専門機関と定期的に会議を開催し連携を図り、虐待等の情報共有に努めます。
内容②	いじめや虐待防止に関する啓発ポスター等の掲示・周知を行います。
内容③	「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を策定しており、保護者や学校・市や地域それぞれの役割を明確化し、いじめ防止に取り組む体制づくりを進めます。
内容④	電話相談窓口を設置し、子どもたちが相談できる体制の充実化に努めます。
内容⑤	各校にいじめ不登校対策専門員を配置し、いじめ等の相談に応じるとともに、その未然防止に努めます。
担当課	子ども支援課（内容①） 教育支援センター（内容②③④⑤）

取組 24 乳幼児の各種健康診査、相談、訪問等事業の実施	
内容	各種事業において乳幼児の成長、発達の確認、保護者の子育てへの不安に対応することで、虐待の防止につなげるとともに、健診等での虐待の早期発見に努めます。
担当課	健幸推進課

取組 25 母子健康手帳交付時の相談	
内容	母子健康手帳交付時の問診により、現在の身体的、精神的な状況を把握し、必要に応じて支援をすることで、健やかな妊娠の継続、出産後の虐待の防止に努めます。
担当課	健幸推進課

取組 26 ひとり親世帯の相談	
内容	母子父子家庭・寡婦の方の悩みや子どもについての悩みなどの相談について、母子父子自立支援員が、その問題解決に向けての必要な情報提供や、アドバイス等を行います。
担当課	子ども支援課

取組 27 家庭児童相談

内容①	子どもの健全な育成を願い、家庭における子どもの諸問題に関して家庭児童相談員が相談に応じ、助言等を行います。
内容②	児童虐待通告の受付を行います。
担当課	子ども支援課

取組 28 子どもの相談支援の充実

内容①	乳児健康診査等の各健診時において、育児・発達相談を行い、保護者の悩みについて保健師等が助言等を行います。
内容②	年間を通して随時、子どもとの関わり方等育児全般についての相談を受け付けます。
内容③	地域子育て支援拠点事業として、児童センターをはじめ市内4カ所において、子育て家庭の育児不安等についての相談を実施します。
担当課	健幸推進課（内容①②） 子ども支援課（内容③）

取組 29 世代間交流の充実

内容①	各コミュニティセンターを中心に開催する夏祭り等の行事に、多世代が参加できるような企画立案と、その周知について呼びかけを行います。
内容②	各学校で、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間等に、老人クラブをはじめ地域の方々を講師として、地域社会について学び、活動を通して地域の方々とふれあう時間を設けます。
担当課	市民協働課（内容①） 学校教育課（内容②）

取組 30 街頭啓発活動の実施

内容	7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動」期間、11月「子ども・若者育成支援強調月間」に、チラシ・資材を配布しながら青少年の健全育成を呼びかけます。
担当課	福祉課 生涯学習課

第3節 高齢者の人権

現状・課題

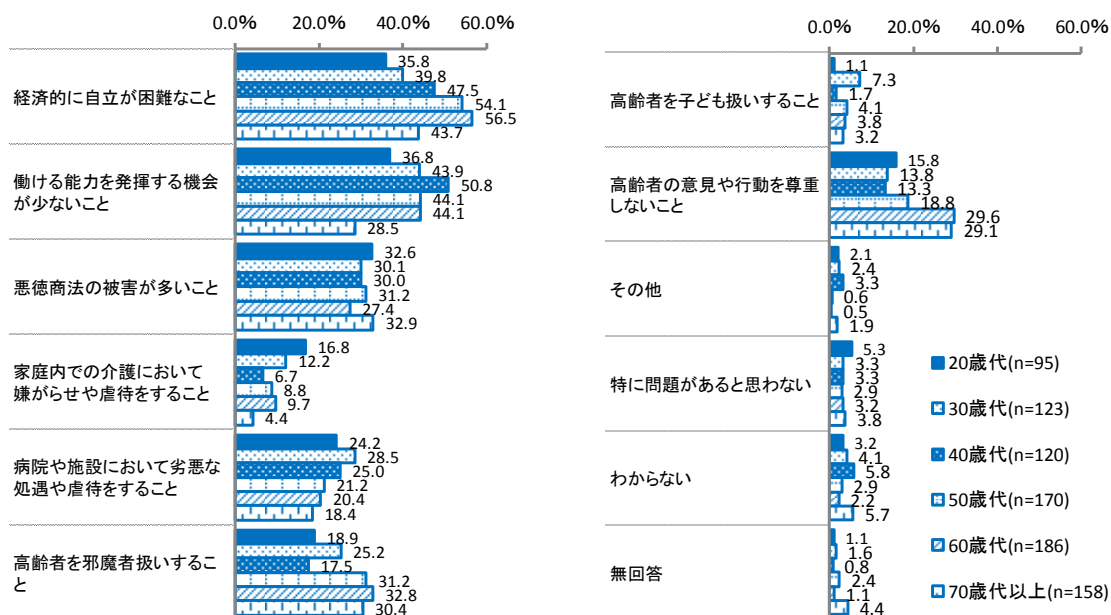
高齢者の人権については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」の改正や「高齢者虐待防止法」など、高齢者の雇用と尊厳を守る法律が制定されています。また、高齢者福祉計画や介護保険事業計画をはじめとした、高齢者の生活環境づくりや、医療・福祉・介護連携の地域包括ケアシステムの構築といった、住み慣れた地域で生活できる環境づくりが進められています。地域包括支援センターでは、虐待を受けている高齢者を早期発見し、適切に対応できる体制づくりに努めるとともに、認知症について、地域の住民等への正しい知識の普及を図っています。

この背景には、本市においても高齢化率が高くなっているという状況があります。人口構成比の変化に伴う高齢者の相対的増加や、高齢者の生活スタイルが個々に変化してきていることへの対応が必要となってきました。

人権に関するアンケートでは、60歳代以上の人考える高齢者の人権問題として、「高齢者を邪魔者扱いすること」や「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」が20歳代や30歳代と比べると高くなっています。また、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」がどの年代においても高い傾向となっています。この結果から、60歳以降も就労を希望する人や経済的な課題を抱える人がいることが伺えます。そのためシルバー人材センターだけでなく、一般企業に対する高齢者の就労に関する働きかけが必要と考えられます。



図表 24 高齢者の人権問題



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

高齢者が経済的に自立して生活できる環境づくりを進め、自らの意思や行動が尊重され、希望するすべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援に努めます。

取組一覧

取組 31 関係機関等との連携	
内容	高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、高齢者と接する機会がある関係者（民生委員、ケアマネジャー、介護相談員等）からの情報提供や相談に応じ、個々の実態に即した支援や対応を行います。
担当課	高齢福祉課

取組 32 高齢福祉サービスの充実	
内容	高齢者に対する配食サービス事業や軽度生活援助事業、緊急通報システム事業等の在宅支援サービスの充実に努めます。
担当課	高齢福祉課

取組 33 地域包括ケアシステムの構築（安心して生活できる環境づくり）

内容	羽島市高齢者計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築のための目的や今後の方向性について明記し、その周知に努めます。
担当課	高齢福祉課

取組 34 相談体制の充実

内容①	地域包括支援センターにて、高齢者の権利擁護や虐待防止等各種相談の受付を行います。
内容②	在宅介護支援センター2カ所において、高齢者やその家族から必要な保健・福祉サービス等の相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図ります。
担当課	高齢福祉課

取組 35 成年後見制度利用支援

内容	成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用の負担が困難である高齢者に、その費用の全部又は一部を助成します。
担当課	高齢福祉課

取組 36 高齢者の社会参加の促進

内容①	地域の見守り活動や環境美化活動等を行う老人クラブへの支援を行います。
内容②	老人福祉センターで、シニア向けに体操教室や折り紙教室等の講座を開催しており、これらを通して高齢者の健康増進・教養向上のための場を提供し、地域・学習活動への参加を支援します。
担当課	高齢福祉課

取組 37 高齢者の雇用の推進

内容	高齢者の就労を推進するため、シルバー人材センターへの支援を行います。
担当課	高齢福祉課

第4節 障がい者の人権

現状・課題

障がい者の人権については、「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害者差別解消法」など様々な法律の整備が進められています。また、障害者基本法第11条に沿って障害者計画が、障害者自立支援法第88条に沿って障害福祉計画が策定され、さらに障害者自立支援法と児童福祉法の改正に伴い障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

本市では、2000年（平成12年）に障害者計画を策定し、以後障害者・障害福祉計画を作成しています。本計画においては、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」という障がい者福祉の基本理念のもと、「完全参加と平等」の実現を目指し、障がい者福祉施策を推進してきました。また、権利擁護施策として、権利擁護相談体制や行政が主体となった虐待防止ネットワークの構築、事業者に対する利用者の人権擁護に資する啓発・指導などを実施しています。2016年（平成28年）には「羽島市手で語ろう手話言語条例」を施行し、誰もが意思疎通をより行いやすい環境づくりを進めています。

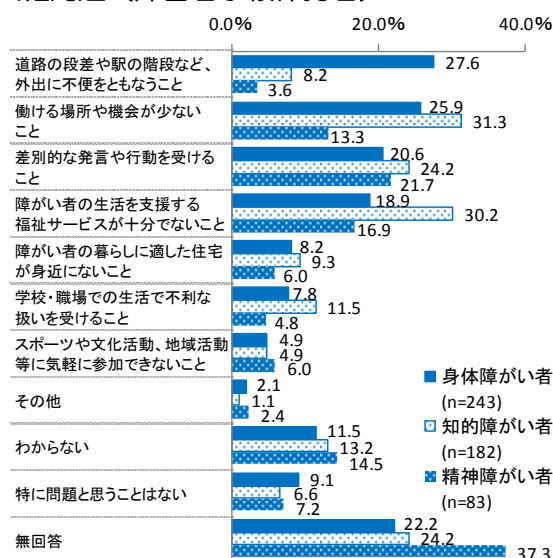
このほか視覚障がい者を対象とした「広報はしま」の音訳版（カセットテープ）の作成、軽自動車税の減免、障がい者雇用の推進、議会等における手話通訳の実施、職員向けの障がいのある方に対する配慮マニュアルの作成等を行っています。また、2017年8月から、外見ではわかりにくい障がいを抱えた人への必要な支援・配慮を受けやすくするために「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布を行い、支援を必要としている人への思いやりのある行動を促す取組を行っています。なお、西部幼稚園では、障がいのある子どもの積極的な受け入れを行い、インクルーシブ教育を実施しています。

平成23年度に実施した羽島市障害者計画・障害福祉計画策定に関する市民意識調査において「障がい者の人権問題」の質問では、身体障がい者は「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」、知的障がい者は「働ける場所や機会が少ないこと」、精神障がい者は「差別的な発言や行動を受けること」がそれぞれ最も高くなっています。この結果は、バリアフリーの問題、雇用の問題、意識の問題など、立場によって様々な問題意識があることを示すものとなっています。また、「スポーツや文化活動、地域活動等に気軽に参加できない

こと」という回答もあるため、今後、障がい者の社会参加の促進を図る取組が求められます。

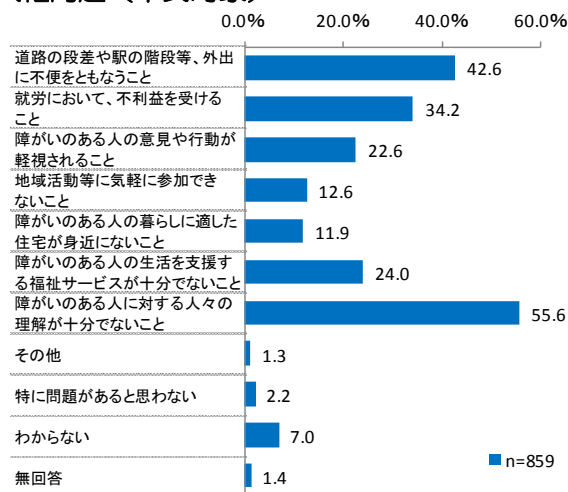
なお、人権に関するアンケートでは、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」が半数以上と最も高くなっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人が多様性を相互に認め合い、積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現に向けて、様々な障がいへの理解を深めていくことが重要です。そのためにも、インクルーシブ教育を中心にそれぞれの個性への理解を進め、ユニバーサルデザインの考え方のもと障がい者も含めたすべての市民が住みやすいまちづくりが求められています。

図表 25 障がい者の人権問題（障害者手帳保持者）



出典：平成 23 年度羽島市障害者計画・障害福祉計画策定に関する市民意識調査

図表 26 障がい者の人権問題（市民対象）



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

障がいのある方に対して、様々な面で合理的配慮のもと地域で生活しやすい環境づくりを進め、障がいのある方の意思と考えを踏まえた、支援体制を推進します。

取組一覧

取組 38 障がいを理由とする差別の解消の推進

内容①	障がいのある方に対する配慮マニュアルを作成し職員間での周知を図ります。
内容②	羽島市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域で課題に取り組むための体制づくり及び、相談窓口の周知に努めます。
担当課	福祉課

取組 39 「広報はしま」音訳版の作成

内容	市内のボランティアサークルの協力を得て、視覚障がい者を対象に、「広報はしま」の音訳版（カセットテープ）を作成し、秘書広報課及び図書館にて保管し、希望される方に貸し出しを行います。
担当課	秘書広報課

取組 40 軽自動車税の減免措置

内容	一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の方が、日常生活を営む上で必要な軽自動車等について、軽自動車税を減免します。
担当課	税務課

取組 41 障がい者雇用の推進

内容	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、職員採用試験において障がい者の試験区分を設け、雇用に向けた取組を行います。
担当課	職員課

取組 42 議会における手話通訳の実施

内容	「羽島市手で語ろう手話言語条例」の制定を契機に本会議等において傍聴を希望する障がい者からの申請により、手話通訳を行う対応を実施します。
担当課	議会事務局

取組 43 各種大会・行事における手話通訳の実施

内容	「羽島市手で語ろう手話言語条例」の制定を契機に、大規模な大会等会場内で手話通訳を行う対応を実施します。
担当課	各課

取組 44 支援を必要とする人への配慮

内容①	外見でわかりにくい障がいを抱えた人への支援促進のために、ヘルプマークの普及・啓発を図ります。
内容②	周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするための情報カード（ヘルプカード）を配布し、「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶ取組を行います。
担当課	福祉課

取組 45 障がいのある子どもの積極的な受け入れ

内容①	障がいのある子どもを積極的に受け入れ、インクルーシブ教育を実施します。
内容②	障がいのあるなしにかかわらず、共に育っていく（生きていく）心情を子どもたちに育て、保護者への啓発につなげます。
内容③	職員の研修を行い、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育を行います。
内容④	障害児保育を実施し、保育士の加配を行う市内の市立保育所・認定子ども園に対して、その費用の一部を補助し、障がい児を受け入れやすい環境づくりに努めます。
担当課	西部幼稚園（内容①②③） 子ども支援課（内容④）

取組 46 市内小中学校及び義務教育学校における特別支援教育の充実

内容	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実に努めます。
担当課	学校教育課

取組 47 障害福祉サービスの充実

内容①	障がい者の日常生活を支援するため、居宅介護サービス等様々なサービスについて、必要とする人に必要なサービスが行き届くよう支援します。
内容②	障害福祉計画を策定し、各種障害福祉サービスが計画的に提供されるよう具体的数値目標を掲げ、その充実に努めます。
担当課	福祉課

取組 48 相談体制の充実

内容①	岐阜羽島ボランティア協会等（現在市内2ヵ所）で、障がい者が日常生活や社会生活を営む上で必要な情報の提供や援助を行い、本人や家族からの相談に応じ、障がい者の総合的支援に努めます。
内容②	障がい者虐待の未然防止及び早期発見のため、福祉課窓口での相談体制の充実に努めます。
担当課	福祉課

取組 49 障がい者の社会参加支援

内容	地域活動支援センターにて創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等、様々な活動を支援する場を提供します。
担当課	福祉課

取組 50 成年後見制度利用支援

内容	成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用の負担が困難である障がい者に、その費用の全部又は一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。
担当課	福祉課

第5節 同和問題

現状・課題

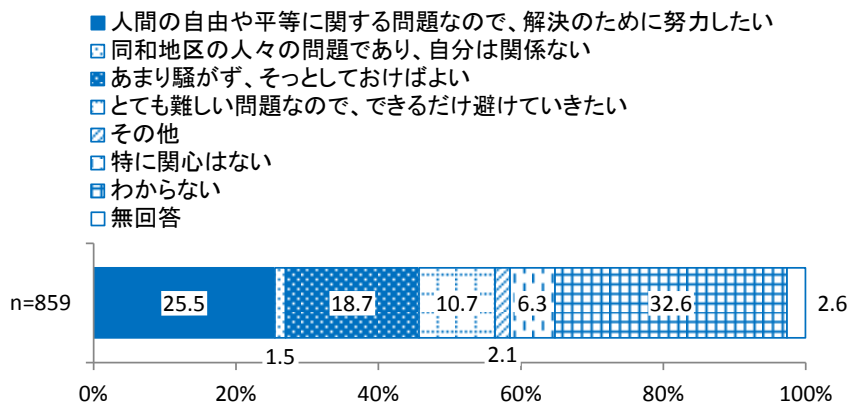
同和問題は、わが国固有の人権問題であり、1965年（昭和40年）に示された「同和対策審議会答申」を受け、1969年（昭和44年）には「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和地区の差別解消や環境改善を進めてきました。

岐阜県においては、1970年（昭和45年）に「同和対策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な同和問題解決に向けた取組が実施されたことで、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきました。

本市においては、採用前研修の開催や、県主催の人権関連研修会への参加等により、職員の人権意識を高めています。

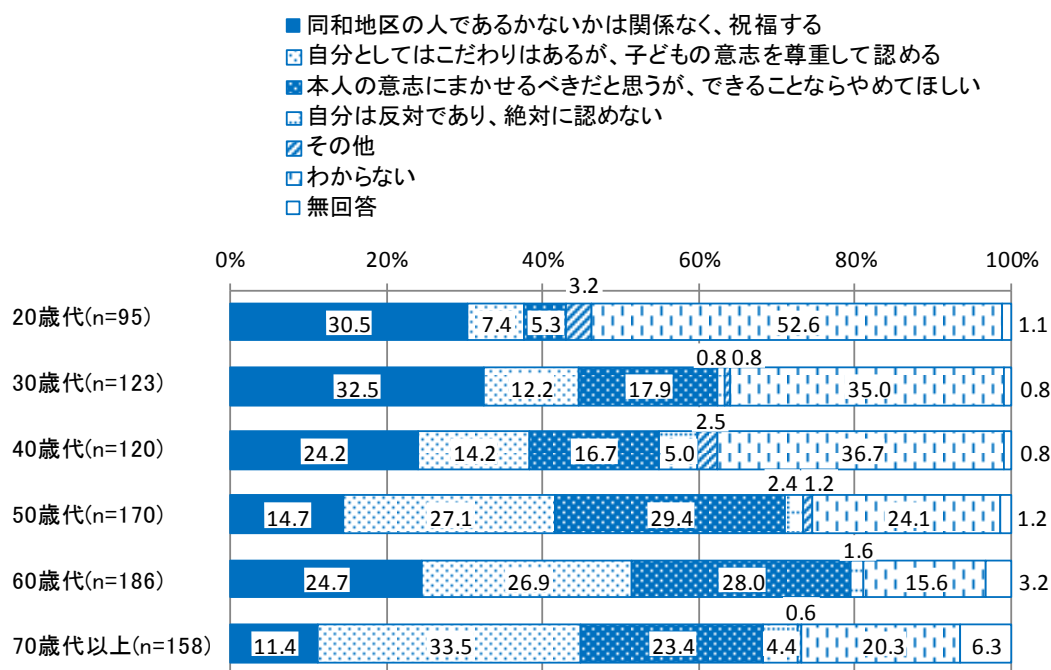
人権に関するアンケートで、「同和問題の考え方」について質問したところ、「あまり騒がず、そっとしておけばよい」や「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」がおよそ3分の1という結果になっています。また、「あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚するとしたらどうするか」という質問に対しては、年齢が若くなるにつれて「同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する」の割合が高くなる傾向がある一方で、「わからない」と答えた割合も高くなる傾向があります。以上の結果から、市民の同和問題に対する誤った認識が残っていることが伺われ、こうした偏見をなくすために、市民一人ひとりがこの問題への関心と理解を含め、さらに教育や啓発の取組を進めていく必要があります。

図表 27 同和問題の考え方



出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

図表 28 子どもの同和地区出身の人との結婚について



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

同和問題について正しい知識・理解を深め、同和問題を他人事ではなく、解決しなければならない人権問題と捉え、人権尊重のまちづくりを推進します。

取組一覧

取組 51 同和問題の理解と認識を深める啓発	
内容	同和問題に関するポスターを掲示し、その理解と認識に努めます。
担当課	市民相談室

取組 52 えせ同和問題についての取組	
内容①	ポスター掲示による周知に努めます。
内容②	えせ同和行為排除のため、法務局や警察等の関係機関へ案内を実施します。
内容③	人権教育幹部研修会で、各学校管理職に対し、正しい対応の周知徹底を図ります。
担当課	市民相談室（内容①②） 学校教育課（内容③）

第6節 外国人の人権

現状・課題

市内の外国人住民数は1,079人（2016年10月1日現在）で、2014年までは減少傾向でしたが、2015年以降は増加しています。市内に居住する外国人住民との相互理解や異文化交流等を促進するため、国際交流協会が中心となって様々な取組を実施してきました。

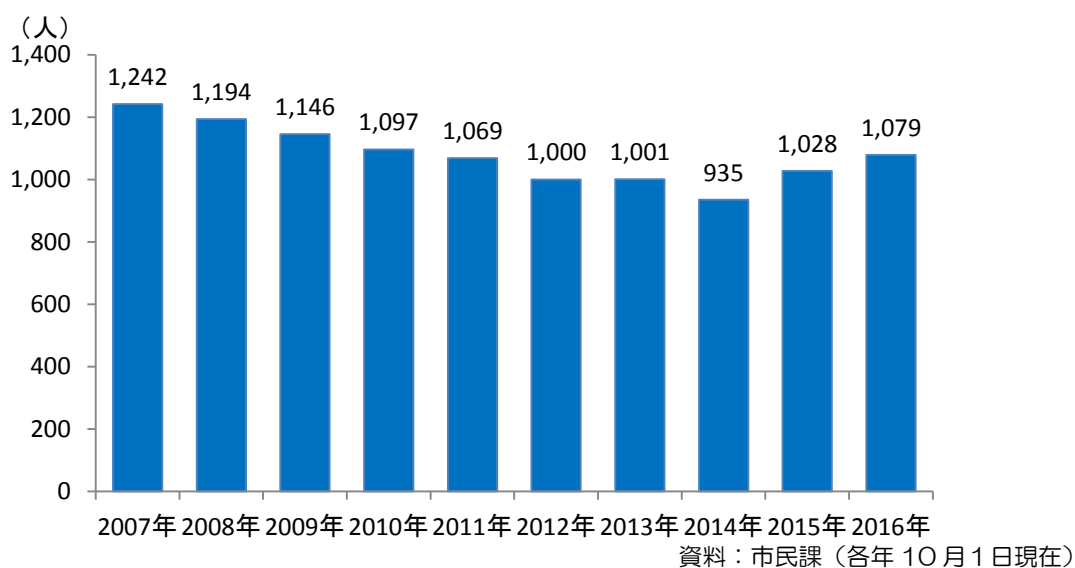
また、外国人住民の生活支援として、外国人住民が直面する困りごとについて、対応窓口や行政書士による相談窓口へつなげる取組を行っています。多言語への対応としては、「よりそいホットライン」の紹介や各種行政情報等の通訳サービスをトリオフォン（三者通話電話）を介して実施しています。

西部幼稚園では、外国人の子どもを受け入れ、子どもと保護者に対する支援を関係機関と連携して行っています。

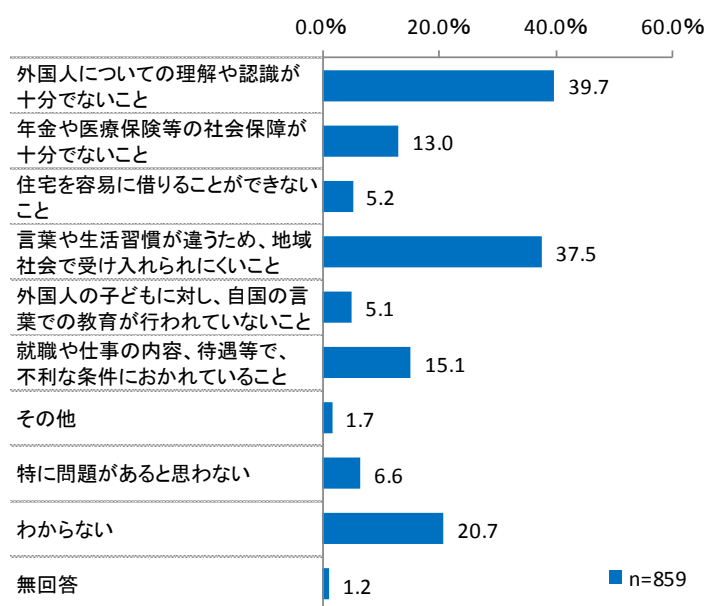
人権に関するアンケートで、「外国人の人権問題」について質問したところ、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が39.7%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が37.5%となっています。

現在行っている相互理解や地域参加の機会づくりの取組を継続的に実施する中で、さらにこの問題の解決に向けた啓発活動を行っていく必要があります。

図表 29 羽島市の外国人住民人口



図表 30 外国人の人権問題



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

相互の文化や価値観、生活習慣についての理解を進め、外国人が地域で住みやすい環境づくりを推進します。また、外国人の地域活動への参加が増え、国籍に限らず地域のつながりや支え合いを支援します。

取組一覧

取組 53 外国人の日常生活支援及び相談体制の充実	
内容①	多言語で対応可能な「よりそいホットライン」を紹介し、外国人住民の方の様々な悩みの解決につなげます。
内容②	在留資格や国際結婚、営業許可、交通事故等、日常生活でのトラブルなど、外国人住民が直面する困りごとについて、行政書士による相談窓口へつなげます。
内容③	各種行政情報等の通訳サービスをトリオフォン（三者通話電話）を介して行います。
担当課	市民協働課（内容①②） 各課（内容③）

取組 54 異文化交流機会の充実

内容	国際交流協会が開催する各種講座（英会話講座、料理教室、防災セミナー、ハロウィンイベント等）の活動を通して、多種多様な人々とのコミュニケーションを図り、異文化理解をより一層深めます。
担当課	市民協働課

取組 55 外国人の子どもの受け入れ及び子ども・保護者への支援

内容①	外国人の子どもを受け入れ、子どもの園生活への援助をきめ細かく実施します。
内容②	保護者への支援を関係諸機関と連携して行います。
担当課	西部幼稚園



第7節 インターネットによる人権侵害

現状・課題

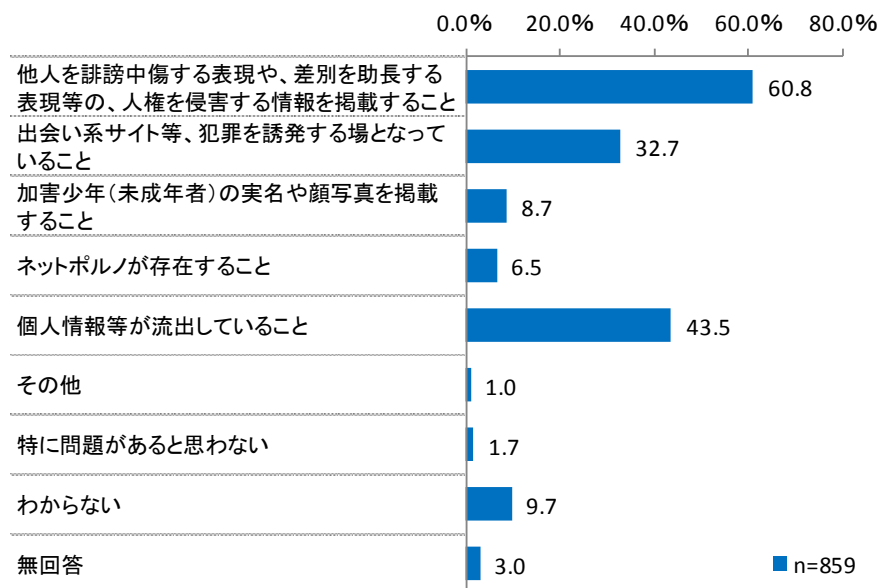
インターネットの普及により様々な利便性が向上していますが、同時に、基本的人権を侵害する書き込みがなされるなど、差別の助長につながるケースも発生しています。国は、2000年（平成12年）に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定して以降、個人情報を守りネット上での人権侵害を防止し解決を図るため、2002年（平成14年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2003年（平成15年）に「個人情報の保護に関する法律」、2009年（平成21年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、2014年（平成26年）に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行しています。

本市では、1999年（平成11年）に羽島市個人情報保護条例を施行し、個人情報保護体制の確立と強化を進めてきました。インターネットによる人権侵害が発生した場合は、プロバイダへ情報の削除を求めるにあたり、専門窓口である法務局へ案内するなど、早期の問題収束に向けた対応を行っています。また、情報モラル教育を推進するため、各小中学校及び義務教育学校で、正しいインターネットの使い方について指導しているほか、携帯電話とインターネットの安全な使い方や正しいマナーについて学ぶ様々な機会を設けています。なお、情報モラル教育の担い手である教職員に対しては、指導方法等の研修を実施しています。

人権に関するアンケートで「インターネットによる人権侵害」について質問したところ、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現等の、人権を侵害する情報を掲載すること」が60.8%と最も高く、次いで「個人情報等が流出していること」が43.5%、「出会い系サイト等、犯罪を誘発する場となっていること」が32.7%となっています。

日常生活の中でインターネットはとても身近なものとなる中で、関連する人権侵害も様々な形で表れています。これらの人権侵害を未然に防ぐため、情報モラル教育の充実を進めるとともに、発生後も迅速に対応できる仕組みづくりの強化が求められます。

図表 31 インターネットによる人権侵害



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出など、プライバシーに関わる問題に対し、関係機関と連携を図り、的確な対応に努めます。また、情報発信者としてのマナーやモラルを正しく身に付けられるよう、教育・啓発の推進に努めます。

取組一覧

取組 56 人権侵害に対する適切な対応の実施	
内容	インターネットによる人権侵害が発生し、プロバイダへ情報の削除を求めるにあたり、専門窓口である法務局へ案内します。
担当課	市民相談室

取組 57 情報モラル教育の推進

内容①	小中学校及び義務教育学校において、情報モラル教材を活用し、正しいインターネットの使い方について指導します。
内容②	P T A主催の家庭教育学級において、情報モラル等の講座を開催し、インターネット等の正しい使い方及びマナーについて学ぶ機会を設けます。
内容③	出前講座において、小中学生及び保護者・地域住民等を対象に「携帯電話とインターネットの安全な使い方」等の講座を開催し、正しい使い方及びマナーについて学ぶ機会を設けます。
内容④	教職員を対象に情報モラル教育に関する授業の進め方について研修会を実施します。
担当課	教育支援センター（内容①③④） 生涯学習課（内容②）



第8節 その他の人権問題について

現状・課題

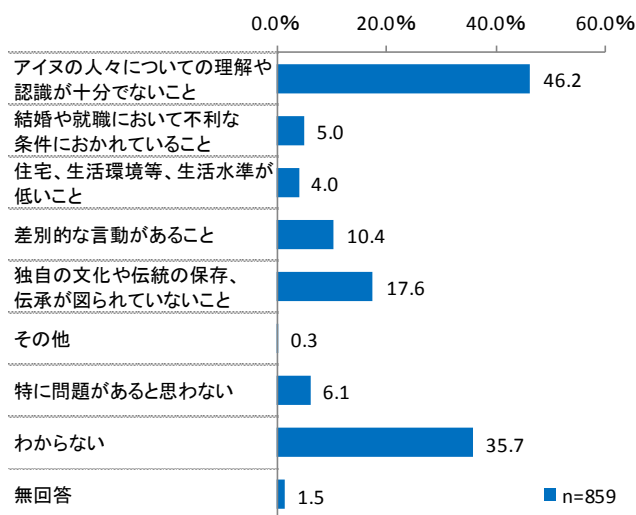
人権問題は多岐に渡り、「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障がい者の人権」、「同和問題」、「外国人の人権」、「インターネットによる人権侵害」以外にも様々な形で存在しています。これらの人権問題について、正しい認識と確かな理解ができるよう、周知・啓発を行っていくことが求められています。

＜アイヌの人々の人権問題＞

「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」が46.2%と最も高く、次いで「わからない」が35.7%、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が17.6%となっています。

アイヌの人々の人権問題についての理解や認識が十分でないという認識がある一方で、わからないと答えた人が全体の3分の1以上となっています。人権問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉える点でも、アイヌの人々の人権問題についての理解を深めていくことが大切です。

図表 32 アイヌの人々の人権問題

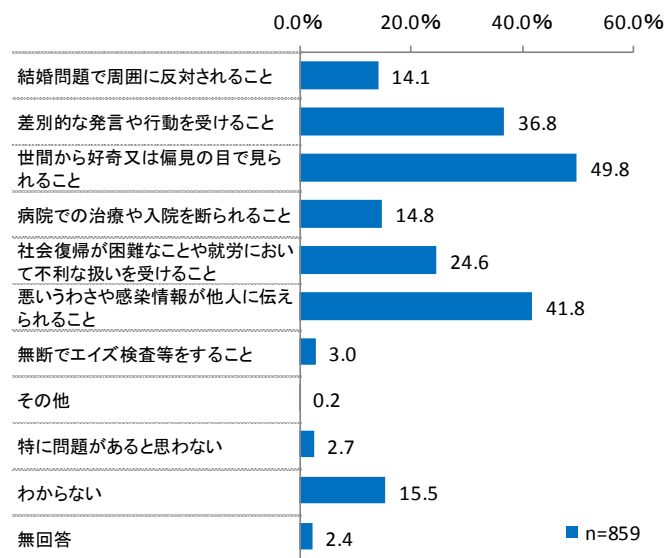


出典：平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査

＜感染症患者等（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権問題＞

「世間から好奇又は偏見の目で見られること」が 49.8%と最も高く、次いで「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が 41.8%、「差別的な発言や行動を受けること」が 36.8%となっています。これらの認識は、感染症に対する正しい知識や理解不足が大きな要因となっていると考えられます。そのため情報の提供のみならず、正しい理解を深めていくことが重要になります。

図表 33 感染症患者等の人権問題

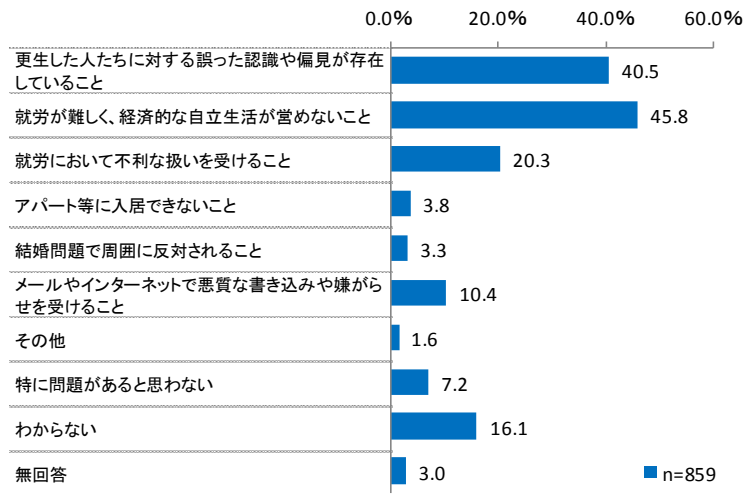


出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

＜刑を終えて出所した人の人権問題＞

「就労が難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が 45.8%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が 40.5%、「就労において不利な扱いを受けること」が 20.3%となっています。誤解や偏見のために特に就労において大きな不利を受けている、という認識があります。近隣市町には刑務所が設置されていることもあり、更生し社会復帰を目指す人を支援するための取組を進めていくことが、より一層求められます。

図表 34 刑を終えて出所した人の人権問題

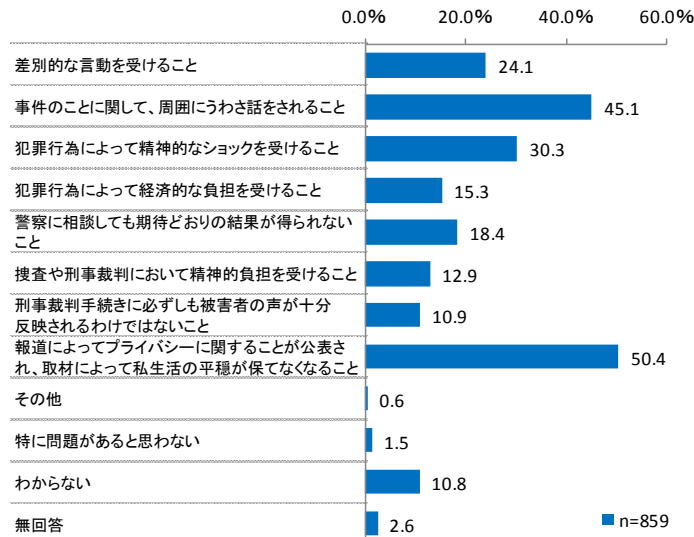


出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

< 犯罪被害者とその家族の人権問題 >

「報道によってプライバシーに関することが公表され、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が 50.4%と最も高く、次いで「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」が 45.1%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が 30.3%となっています。この結果からも犯罪被害者とその家族は、直接的な被害だけでなく、2 次的な被害（偏見やプライバシー等）を受ける場合があることが伺えます。社会的な孤立を防ぎ、偏見や差別をなくすために啓発活動等を進めていくことが求められます。

図表 35 犯罪被害者とその家族の人権問題

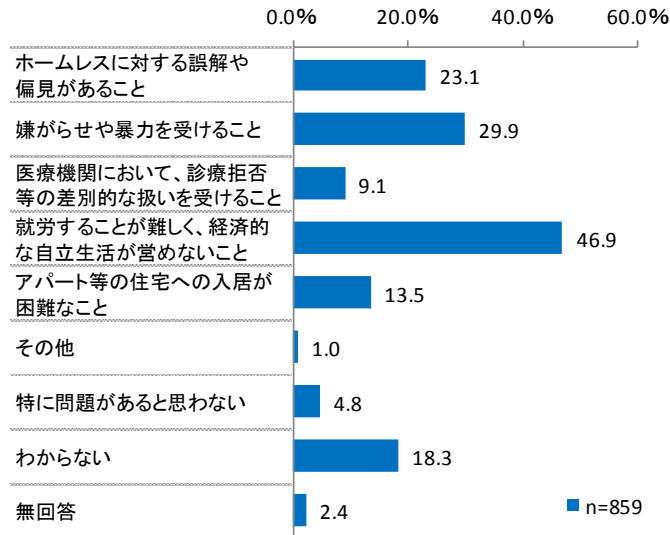


出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

<ホームレスの人権問題>

「就労することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が 46.9%と最も高く、次いで「嫌がらせや暴力を受けること」が 29.9%、「ホームレスに対する誤解や偏見があること」が 23.1%となっています。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が 2017 年（平成 29 年）をもって効力を失うのに対応する形で、2015 年（平成 27 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。今後は「生活困窮者自立支援法」を根拠とし、ホームレスの人々の人権を守る取組を実施していきます。

図表 36 ホームレスの人権問題

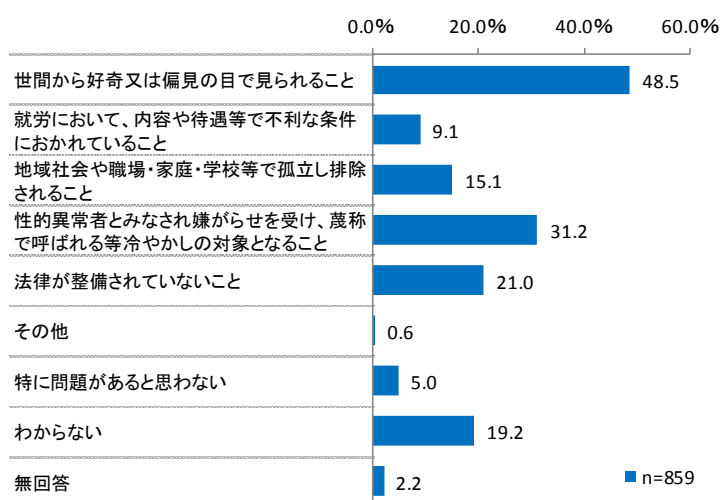


出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

<性的指向の異なる人（同性愛、両性愛等）の人権問題>

「世間から好奇又は偏見の目で見られること」が 48.5%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受け、蔑称で呼ばれる等冷やかしの対象となること」が 31.2%、「法律が整備されていないこと」が 21.0%となっています。2015（平成 27 年）4 月に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定されており、状況に変化が生じていますが、依然として様々な意見が存在しています。この問題については、人権を守るという視点を踏まえた対応を進めていきます。

図表 37 性的指向の異なる人の人権問題

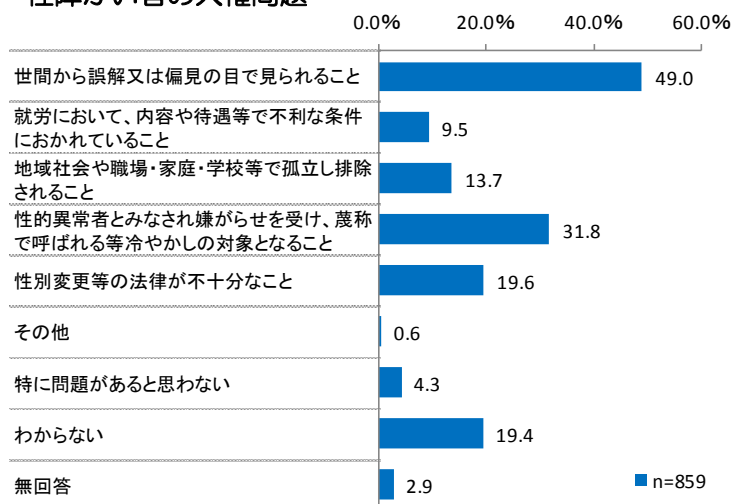


出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

＜性同一性障がい者（「からだの性」と「こころの性」が一致していない状態）の人権問題＞

「世間から誤解又は偏見の目で見られること」が 49.0%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受け、蔑称で呼ばれる等冷やかしの対象となること」が 31.8%、「性別変更等の法律が不十分なこと」が 19.6%となっています。2003 年（平成 15 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、翌年施行されましたが、それでも様々な制約がある状況となっています。また、市民の理解という点においても不十分な現状があるため、人権を尊重する視点から取組を実施していきます。

図表 38 性同一性障がい者の人権問題



出典：平成 28 年度羽島市人権に関する市民意識調査

施策の方向

どのような人権問題についても、正しい人権認識をもち、理解を深め、日常生活の中で人権問題と気付ける感覚を磨くことが大切であり、様々な人権問題の解決に向け、啓発や取組を進めます。

取組一覧

取組 58 犯罪被害者の相談事業

内容①	窓口及び市ホームページ等にて犯罪被害者の相談事業を実施します。
内容②	岐阜県犯罪被害遺児激励金支援事業の案内、(公社)ぎふ犯罪被害者支援センターへの負担金の納付を行います。
担当課	生活交通安全課

取組 59 各人権問題の周知及び理解

内容	ポスター等掲示するとともに、人権だより等パンフレットの配布を通して、各人権問題への認識を高めます。
担当課	市民相談室 生涯学習課



第7章 施策の推進にあたって

第1節 推進体制

人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るために、行政の様々な部署の連携・協力が必要となります。庁内関係課で構成する羽島市人権施策推進連絡会をはじめ、庁内部署間において人権問題に対する情報を共有します。また、羽島市男女共同参画懇話会や羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会、羽島市青少年問題協議会等、関係課及び関係団体との緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動を推進します。

第2節 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国や県等関係機関との連携・協力を進め、人権に関わる団体等との情報共有を図り、人権施策の取組に対する協力を働きかけます。

第3節 人権に関する職業従事者に対する研修の推進

「市民が主体のまちづくり」の推進にあたり、地域において先導的役割を果たせるよう、行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員等人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への、資質向上のための研修を実施します。



用語編

五十音順

<インクルーシブ教育>

インクルーシブ教育とは、子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいいます。

<エイズ (AIDS) >

H I Vは、ヒト免疫不全ウイルスのことで、このウイルスに感染することによって病気に対する抵抗力（免疫）が低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症してしまいます。正確には後天性免疫不全症候群といえます。現在はH I Vに感染していても、服薬によりエイズ発症を予防することができます。

<えせ同和問題>

同和問題は怖い、関わりたくないという人々の誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして不当な利益を要求したり義務のないことを求める行為です。えせ同和問題は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処しなければなりません。

（図書等物品購入の強要、寄付金・賛助金の強要、協力業者への参加強要など）

<虐待>

子ども、高齢者、障がい者、女性など、社会的に弱い立場にある人が被害者になることが多いです。①身体的虐待（暴力や体罰、身体抑制等）、②性的虐待（性的暴力・わいせつ行為等）、③ネグレクト（食事や入浴をさせない等）、④心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等）、⑤経済的虐待（生活費を渡さない、本人の同意なしに財産や年金を運用する等）があります。

＜共生社会＞

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

＜協働＞

「協働」とはそれぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調することです。まだ、一般的な概念ではないが行政やNPOの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及しています。

＜国際人権規約＞

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」③自由規約の議定書から成り立つものです。我が国は①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しています。

＜小中学生＞

小学校1年から6年及び、中学校1年から3年、義務教育学校1年から9年に在籍する子どもを指します。

＜情報モラル教育＞

情報モラルとは、人が情報を扱う上で求められる道徳です。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないよう身に付けるべき基本的な態度や考え方のことです。

＜性的指向＞

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。

＜性同一性障害＞

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機構（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

＜成年後見制度＞

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の代理として契約などの法律行為等を行うことにより、本人を保護、支援します。

＜地域包括ケアシステム＞

地域包括ケアシステムの最大のポイントは、高齢者が“住み慣れた地域”で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を“包括的に”整備していくという点です。

これまでの国主導の高齢者福祉事業やサービスが市区町村主体で行われることにより、高齢者の住み慣れた地域で行政・民間企業・ボランティア団体がより自由に、自主的に地域づくりをしていくことが求められているのが地域包括ケアシステムなのです。

＜同和問題＞

日本の歴史の中で、為政者によって人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人々が、住居や職業、結婚などを制限されてきました。それが現在も残り、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を、同和問題といいます。

＜DV（ドメスティックバイオレンス）＞

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者等からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものを対象としています。

＜認知症＞

脳の器質的障害により、いったん獲得された知能が持続的に低下することをいいます。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障害の結果生ずる脳血管性認知症及びアルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の委縮が認められる老年認知症等がありますが、まだ未解明の事項も多いです。

＜ノーマライゼーション＞

障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法です。この思想は「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されています。

＜バリアフリー＞

「バリアフリー」とは、もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広く、高齢者や障がい者等の社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

＜ハンセン病＞

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される病気です。現在は投薬による治療法が確立され、適切な治療により完治します。

＜ひびきあいの日＞

県内すべての公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的とした、平成18年度からの取組です。

＜プロバイダ＞

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどインターネットのサービスを利用するには、専用機や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その接続業者のことです。

＜ユニバーサルデザイン＞

2002年（平成14年）12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

◆世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日
第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及

び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有

する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係

を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

◆日本国憲法（抄）

昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布

昭和 22（1947）年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 0 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 2 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 1 5 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
 - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
 - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めすることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日公布・施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

羽島市人権施策推進指針 2018年(平成30年)3月発行

編集・発行 羽島市教育委員会生涯学習課



〒501-6241

羽島市竹鼻町226番地2 教育センター1階

電話 058-393-4672

FAX 058-391-0906

ホームページ http://www.city.hashima.lg.jp/soshiki/8-7-0-0-0_9.html

本指針は、岐阜県からの助成を受けて策定しています。